

川崎重工グループの皆さまへ

Kawasaki保険ガイド

Kawasaki保険

（川崎重工業株式会社を契約者とし、川崎重工グループの
皆さまを加入者とする福利厚生制度の保険）

せいめい	せいかつ	終身医療	積立年金
死亡・ 高度障害の リスク	日常生活の リスク	病気・がん・ ケガなどの リスク	将来必要と する資金

川崎重工グループ専用割引適用！

幅広いラインナップで川崎重工グループの
皆さまの生活をお守りします。

2023年度

申込締切日

2023年4月15日(土曜日)

申 込 先

〔事務委託先・取扱代理店〕
(株)カワサキライフコーポレーション(KLC)
保険事業部 各営業所

川崎重工業株式会社

Kawasakiせいめい保険

1年更新型

「死亡・高度障害リスク」に備える保険

申込方法

郵便

社内

メール

パソコン



ポイント① 団体保険としての割引を適用!

ポイント② 配当金を毎年9月に還元!

* 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。



(過去3年平均配当還元率(年間払込保険料に対する配当金の割合) 約**63.6%**)

30歳男性 保障額1,000万円の場合(過去3年平均<2019年度~2021年度(保険期間: 2019年7月1日~2022年6月30日)>)

※ 上記は3年間の平均年間払込保険料と配当実績に基づくものであり、将来の保険料のご負担や配当金のお受取りをお約束するものではありません。また、剰余金が生じた場合の配当金のお受取りには一定の制限があります。詳細については5ページをご確認ください。

ポイント③ 2つの簡単な告知による申込み手続きで、保障額は毎年見直し可能!

※ 健康状態等によってはご加入・増額できない場合があります。

※ 告知に関しては、別添の【特に重要なお知らせ】の「正しく告知いただくために」をご確認ください。

加入できる方

役員、従業員(試用社員、契約社員、実習生を除く)

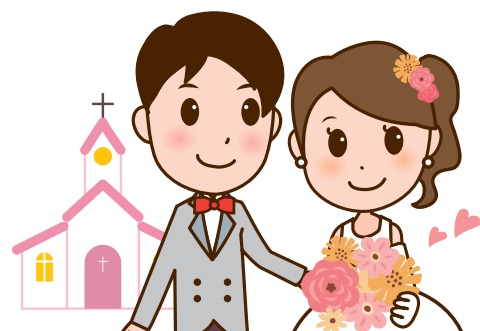
配偶者、こどももお申込みができます。

保険期間

2023年7月1日~2024年6月30日

一旦加入すると、以降は毎年自動更新できます。

(注) 保険料は、毎年の更新日に再計算します。



意向確認書

ご自身のご意向に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のご意向をお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

- 死亡保障・高度障害保障の確保

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のご意向に合致しているかご確認ください。

● チェック欄

☐ 保障内容はご意向に合致していますか。

☐ ご自身が選択された保障額および保険料ならびにその他の商品内容はご意向に合致していますか。

● 保障額と保険料

◇ 加入者の保険年齢は、2023年7月1日現在の満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。(例: 35歳7カ月の加入者の方の保険年齢は36歳となります。)

◇ 保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は7月給与から)

対象	死亡保険金額 (高度障害保険金額)	保険 年齢 性別	月払保険料(概算)							
			15歳～35歳 (S63.1.2生～ H21.1.1生)	36歳～40歳 (S58.1.2生～ S63.1.1生)	41歳～45歳 (S53.1.2生～ S58.1.1生)	46歳～50歳 (S48.1.2生～ S53.1.1生)	51歳～55歳 (S43.1.2生～ S48.1.1生)	56歳～60歳 (S38.1.2生～ S43.1.1生)	61歳～65歳 (S33.1.2生～ S38.1.1生)	66歳～70歳 (S28.1.2生～ S33.1.1生)
従業員本人	5,000万円	男性	6,020円	6,590円	7,580円	9,170円	11,570円	14,990円	20,900円	29,090円
		女性	5,240円	6,170円	6,680円	7,850円	9,260円	10,700円	12,920円	16,070円
	4,500万円	男性	5,418円	5,931円	6,822円	8,253円	10,413円	13,491円	18,810円	26,181円
		女性	4,716円	5,553円	6,012円	7,065円	8,334円	9,630円	11,628円	14,463円
	4,000万円	男性	4,816円	5,272円	6,064円	7,336円	9,256円	11,992円	16,720円	23,272円
		女性	4,192円	4,936円	5,344円	6,280円	7,408円	8,560円	10,336円	12,856円
	3,500万円	男性	4,214円	4,613円	5,306円	6,419円	8,099円	10,493円	14,630円	20,363円
		女性	3,668円	4,319円	4,676円	5,495円	6,482円	7,490円	9,044円	11,249円
従業員の配偶者※	3,000万円	男性	3,612円	3,954円	4,548円	5,502円	6,942円	8,994円	12,540円	17,454円
		女性	3,144円	3,702円	4,008円	4,710円	5,556円	6,420円	7,752円	9,642円
	2,500万円	男性	3,010円	3,295円	3,790円	4,585円	5,785円	7,495円	10,450円	14,545円
		女性	2,620円	3,085円	3,340円	3,925円	4,630円	5,350円	6,460円	8,035円
	2,000万円	男性	2,408円	2,636円	3,032円	3,668円	4,628円	5,996円	8,360円	11,636円
		女性	2,096円	2,468円	2,672円	3,140円	3,704円	4,280円	5,168円	6,428円
	1,500万円	男性	1,806円	1,977円	2,274円	2,751円	3,471円	4,497円	6,270円	8,727円
		女性	1,572円	1,851円	2,004円	2,355円	2,778円	3,210円	3,876円	4,821円
	1,000万円	男性	1,204円	1,318円	1,516円	1,834円	2,314円	2,998円	4,180円	5,818円
		女性	1,048円	1,234円	1,336円	1,570円	1,852円	2,140円	2,584円	3,214円
	700万円	男性	842円	922円	1,061円	1,283円	1,619円	2,098円	2,926円	4,072円
		女性	733円	863円	935円	1,099円	1,296円	1,498円	1,808円	2,249円
	500万円	男性	602円	659円	758円	917円	1,157円	1,499円	2,090円	2,909円
		女性	524円	617円	668円	785円	926円	1,070円	1,292円	1,607円
	300万円	男性	361円	395円	454円	550円	694円	899円	1,254円	1,745円
		女性	314円	370円	400円	471円	555円	642円	775円	964円
	200万円	男性	240円	263円	303円	366円	462円	599円	836円	1,163円
		女性	209円	246円	267円	314円	370円	428円	516円	642円
	100万円	男性	120円	131円	151円	183円	231円	299円	418円	581円
		女性	104円	123円	133円	157円	185円	214円	258円	321円

※従業員の配偶者の保険料は、配偶者の性別に基づきご確認ください。(上限3,000万円です。)

【こども】

死亡 保険金額 (高度障害保険金額)	月払保険料(確定)
	保険年齢 3歳～22歳 (H13.1.2生～R3.1.1生)
400万円	280円
300万円	210円
200万円	140円
100万円	70円

◇ 本人・配偶者の保険料は概算保険料です。確定保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は2023年7月1日)から適用します。なお、上記概算保険料には特別優良割引(※)を適用しておりますが、この保険契約の加入者数や保険金等のお支払い状況等の変化によって、割引不適用となり、確定保険料が概算保険料より高くなる場合があります。また、保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。

(※)特別優良割引とは、一定の加入率基準、加入者数基準および直前3カ年連続の死亡保険金等支払率が所定の要件を満たす団体に対して適用される制度です。

◇ 年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。

◇ こどもの保険料は1人あたりの確定保険料です。

◇ 記載の保険料は、確定保険料を含め、2022年11月25日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。

◇ 保険年齢70歳を超えた加入者の保険料については次ページでご案内します。

Kawasakiせいめい保険(団体定期保険)
 保険年齢71歳以上の保障額と保険料

対象	死亡保険金額 (高度障害保険金額)	保険 年齢 性別	月払保険料(概算)				
			71歳 (S27.1.2生~ S28.1.1生)	72歳 (S26.1.2生~ S27.1.1生)	73歳 (S25.1.2生~ S26.1.1生)	74歳 (S24.1.2生~ S25.1.1生)	75歳 (S23.1.2生~ S24.1.1生)
従業員本人	5,000万円	男性	36,890 円	40,400 円	44,480 円	49,190 円	54,770 円
		女性	20,060 円	21,890 円	24,050 円	26,450 円	29,030 円
	4,500万円	男性	33,201 円	36,360 円	40,032 円	44,271 円	49,293 円
		女性	18,054 円	19,701 円	21,645 円	23,805 円	26,127 円
	4,000万円	男性	29,512 円	32,320 円	35,584 円	39,352 円	43,816 円
		女性	16,048 円	17,512 円	19,240 円	21,160 円	23,224 円
	3,500万円	男性	25,823 円	28,280 円	31,136 円	34,433 円	38,339 円
		女性	14,042 円	15,323 円	16,835 円	18,515 円	20,321 円
従業員の配偶者※	3,000万円	男性	22,134 円	24,240 円	26,688 円	29,514 円	32,862 円
		女性	12,036 円	13,134 円	14,430 円	15,870 円	17,418 円
	2,500万円	男性	18,445 円	20,200 円	22,240 円	24,595 円	27,385 円
		女性	10,030 円	10,945 円	12,025 円	13,225 円	14,515 円
	2,000万円	男性	14,756 円	16,160 円	17,792 円	19,676 円	21,908 円
		女性	8,024 円	8,756 円	9,620 円	10,580 円	11,612 円
	1,500万円	男性	11,067 円	12,120 円	13,344 円	14,757 円	16,431 円
		女性	6,018 円	6,567 円	7,215 円	7,935 円	8,709 円
	1,000万円	男性	7,378 円	8,080 円	8,896 円	9,838 円	10,954 円
		女性	4,012 円	4,378 円	4,810 円	5,290 円	5,806 円
	700万円	男性	5,164 円	5,656 円	6,227 円	6,886 円	7,667 円
		女性	2,808 円	3,064 円	3,367 円	3,703 円	4,064 円
	500万円	男性	3,689 円	4,040 円	4,448 円	4,919 円	5,477 円
		女性	2,006 円	2,189 円	2,405 円	2,645 円	2,903 円
	300万円	男性	2,213 円	2,424 円	2,668 円	2,951 円	3,286 円
		女性	1,203 円	1,313 円	1,443 円	1,587 円	1,741 円
	200万円	男性	1,475 円	1,616 円	1,779 円	1,967 円	2,190 円
		女性	802 円	875 円	962 円	1,058 円	1,161 円
	100万円	男性	737 円	808 円	889 円	983 円	1,095 円
		女性	401 円	437 円	481 円	529 円	580 円

※従業員の配偶者の保険料は、配偶者の性別に基づきご確認ください。(上限3,000万円です。)

◆上記は概算保険料です。

確定保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は2023年7月1日)から適用します。

なお、上記概算保険料には特別優良割引(※)を適用しておりますが、この保険契約の加入者数や保険金等のお支払い状況等の変化によって、割引不適用となり、確定保険料が概算保険料より高くなる場合があります。

また、保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。

◆同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。

◆加入者の保険年齢は、2023年7月1日現在の満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。

(※)特別優良割引とは、一定の加入率基準、加入者数基準および直前3カ年連続の死亡保険金等支払率が所定の要件を満たす団体に対して適用される制度です。

別添の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。また、「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な加入者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。なお、加入者は、当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。）をお読みいただいた後も大切に保管してください。専用 Web サイトをご覧になり申込みいただいた方は、当パンフレットを保存等のうえ、大切に保管してください。

●加入資格

以下の加入資格を満たし、かつ専用Webサイトまたは「申込書兼告知書」裏面に記載の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる方もしくは「被保険者の告知書」を提出いただき保険会社が承諾した方。
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

本人	川崎重工グループに勤務する役員・従業員（試用社員、契約社員、実習生を除く）の方で 新規加入・増額は、 年齢14歳6カ月超70歳6カ月以下 （昭和28年1月2日～平成21年1月1日生まれ）の方。 継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。
配偶者	この保険に加入している役員・従業員（試用社員、契約社員、実習生を除く）の配偶者（入籍者のみ）の方で 新規加入・増額は、 年齢満18歳以上70歳6カ月以下 （昭和28年1月2日～平成17年7月1日生まれ）の方。 ※民法改正の経過措置により、令和4年4月1日時点で年齢満16歳以上の女性の方は、上記の年齢に満たない場合でも加入いただけます。 継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。
子ども	この保険に加入している役員・従業員（試用社員、契約社員、実習生を除く）の方が扶養することも（※）で 年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下 （平成13年1月2日～令和3年1月1日生まれ）の方。 ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。 この場合、保障額は同一となります。 （※）健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

<ご注意> ①一旦加入すれば、その後病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
②本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。
（同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。）
③配偶者・子どものみで加入することはできません。（必ず本人も加入してください。）
④配偶者・子どもは、**本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。**
⑤保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
⑥本人が退職・転籍等で上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約から脱退となります。

●効力発生日および保険期間

- ◇効力発生日：**2023年7月1日**
- ◇保険期間は**2023年7月1日～2024年6月30日**までです。以降は毎年7月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。
なお、原則、退職以外の事由により、保険期間の途中で脱退することはできません。
- ◇退職者の方は保険料を控除した月の末日まで保障し、翌月から脱退扱いとなります。

●配当金

- ◇この保険契約は、1年ごとにグループ内で収支計算を行い、**剰余金が生じた場合は、加入者に配当金を受取り**いただくしくみになっています。
配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込保険料から配当金を控除した金額）が軽減されます。
- ◇保険期間の途中で脱退された方は配当金をお受取りになれません。

●受取人

- ◇本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。
- ◇配偶者・子どもの死亡保険金受取人は本人（主たる被保険者）です。
- ◇本人および配偶者の高度障害保険金受取人は加入者ご自身です。
- ◇子どもの高度障害保険金受取人は本人（主たる被保険者）です。

●この保険契約から脱退いただく場合

- ◇本人（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中でであってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- ◇更新日時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- ◇配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障害保険金が支払われた場合には、本人が高度障害状態に該当された日
②加入資格を失われた日
③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- ◇この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する保険料が払込まれた期間の末日です。
（例えば、3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。）
- ◇この保険契約には、加入者が脱退された場合の払戻金はありません。

●加入内容の確認

- ◇加入契約内容については、加入者ダイレクト（Webサービス）からご確認ください。詳細については、Kawasaki保険総合サイトをご確認ください。

●保険金の年金受取り

- ◇保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。
※子どもを被保険者とする保険金は対象外です。
※年金基金として設定する保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。

年金の種類		年金の型	年金受取り	年金受取開始日	一括受取請求	年金受取人が死亡された場合
種類	受取期間					
確定年金	5年 ・ 10年	定額型 （一定の年金年額を受取る）	以下のいずれかを選択 ①年1回受取り ②年2回受取り （6カ月ごと） ③年4回受取り （3カ月ごと）	以下のいずれかを選択 2月1日 5月1日 8月1日 11月1日	年金受取人の請求によって年金受取りに かえて、一括受取りを請 求できます。	残存受取期間の未払 年金の現価を年金受 取人の相続人にお支払 いします。

【年金受取開始日後の配当金のお受取方法について】
・年金受取開始日後の配当金の受取方法は以下の方法となります。
○利息をつけて積立てる方法

【年金基金設定日から年金受取開始日の前日まで（措置期間）の配当金のお支払方法について】
・所定の利率（*）による利息をつけて積立て、年金受取開始日が到来したときに年金基金に繰入れ、年金額を増額します。
（*）利率は引受保険会社各社で異なり、また、金融情勢等により変動することがあります。

※第1回年金年額が30万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。（一時金でのお受取りとなります。）
※年金受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金年額40万円以上での設定が必要となります。

●保険金のお支払いについて

◇死亡保険金

引受保険会社は、加入者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

◇高度障害保険金

引受保険会社は、加入者がこの保険契約への加入日(※1)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表(※2)に定める高度障害状態のいずれかになられた場合、高度障害保険金をお支払いします。

なお、上記によって高度障害保険金支払われた場合には、この保険契約のその加入者に対する部分は、高度障害状態になられた時に消滅したものと取扱います。したがって、高度障害保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

(※1)その加入者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

(※2)対象となる「高度障害状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障害状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 眼の障害(視力障害)
(1)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
(2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
(3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとみなしません。
3. 言語またはしゃくの障害
(1)言語の機能を全く永久に失ったものとは、次の3つの場合をいいます。
①言語構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝ頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不能となり、その回復の見込のない場合
③声帯全部のてき出により発音が不能の場合
(2)「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
4. 上・下肢の障害
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

●保険金をお支払いしない場合等

【主契約】

- ◇引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。
- ・加入者の自殺。ただし、その加入者がそのご加入(※1)日から起算して1年を超えて継続して加入者であった場合には、保険金をお支払いします。
 - ・保険契約者・加入者の故意。
 - ・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
 - ・戦争その他の変乱。(※2)

(※1)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。

(※2)ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された加入者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

【高度障害保険金】

◇高度障害保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入(※1)時以後に生じた場合に限りです。(原因となる傷病がご加入(※1)時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)したがって、原因となる傷病がご加入(※1)時前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障害保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

○告知義務違反による解除の場合

ご加入(※1)のお申込みの際に保険契約者または加入者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその加入者のご加入(※1)部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

○詐欺による取消の場合

保険契約者または加入者の詐欺により、この保険契約の締結・加入者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその加入者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○不法取得目的による無効の場合

保険契約者または加入者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・加入者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその加入者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○保険契約が失効した場合

保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

○重大事由による解除の場合

次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその加入者に対する部分を解除することがあります。

(以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。)

①保険契約者、加入者(死亡保険金の場合は加入者を除きます。)または保険金受取人が、保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含む、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。

②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。

③保険契約者、加入者または保険金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。

(ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

(イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

(ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること

(オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、加入者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

●退職後の制度について

【他の保険(個人保険)のご案内】

◇退職時までKawasakiせいめい保険に継続して2年を超えて加入していた退職者本人・配偶者・子どもについては、Kawasakiせいめい保険脱退日から1カ月以内に加入手続きが完了すること、退職時の加入保険金額の範囲内であることを条件として、告知・診査なしで以下の個人保険に加入することができます。

・終身保険、養老保険

この場合に適用される契約年齢と保険料率は、個人保険加入時点の年齢に基づきます。また、個人保険商品によって加入いただける保険金額・契約年齢等に制限があります。

<保険料会社負担による保険>

当制度では、会社が保険料を負担して、以下のとおり保険会社と保険契約を締結しています。

従業員の方に万一の事態が生じた場合、社内規定に基づいてご遺族にお支払いする社長香典に保険金を充当します。

特段のお申出がない場合には、当件について同意したものとみなします。

また、保険料会社負担による保険の加入対象者の個人情報、当パンフレットに記載している個人情報の取扱いのとおり取扱います。

加入対象者	川崎重工工業株式会社、カワサキモータース株式会社、川崎車両株式会社が在籍の従業員(試用社員、契約社員、実習生、嘱託を除く)
保険金額	死亡保険金額・高度障害保険金額 一律100万円
保険金受取人	労働者災害補償保険法第16条の7に基づく従業員のご遺族(配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹の順) ※高度障害保険金の受取人は本人(主たる被保険者)です。

※本人(主たる被保険者)のご加入が、保険料会社負担による保険のみである場合、配偶者・子どもはご加入になりません。また、配偶者・子どもが加入される場合は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額で申込みいただく必要がありますが、この場合の本人の保障額には、保険料会社負担による保険は含まれませんので、ご注意ください。

「申込書兼告知書」の記入例

継続加入される方は「申込書兼告知書」のご提出は不要です。

＜注意いただきたいこと＞

- ・黒のボールペンで強くご記入ください。
- ・内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消し訂正のうえ、申込印と同一印で訂正印を押印してください。
- ・配偶者の死亡保険金受取人は原則として本人(主たる被保険者)です。
- ・子どもの死亡保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。
- ・新規加入・内容変更(脱退を含みます。)される方は、「申込書兼告知書」の1・2枚目を(株)カワサキライフコーポレーション 保険事業部 各営業所へご提出ください。(3枚目は「加入者控」です。)

■ 記 入 例

1 各会社の会社コード (Kawasaki保険ガイドP28) をご記入ください。

2 従業員番号をご記入ください。

3 「申込書兼告知書」を記入した日 (令和5.4.1~4.15の日付) をご記入ください。告知日として重要です。

4 ◇新規加入される方
氏名・性別・生年月日・ご希望の保険金額
をご記入ください。

◇内容変更される方
増額・減額の場合…
氏名・性別・生年月日・増額・減額後の
保障額(今回申込みされる金額)をご
記入ください。

脱退の場合…「0」をご記入ください。

5 配偶者・子どもは、本人と同額もしくはそれ
以下の保障額でお申込みください。
配偶者および子どもの申込みを希望される
場合は、氏名・性別・生年月日・ご希望の保険
金額をご記入ください。

6 3枚全てに押印してください。(スタンプ印可)
本人・配偶者は各々別の申込印を押印して
ください。
なお、子どもが未成年の場合、本人印(親権者
印)を押印してください。

7 ◇新規加入される方
・「死亡保険金受取人」を原則2親等以内
の血族または配偶者から選択し、ご記入
ください。

・「続柄コード」に以下をご確認のうえ、
コードをご記入ください。
(配偶者…1 子ども…2 父母…3 祖父
母…4 兄弟姉妹…5 法定相続人…6 そ
の他…9)

・「人数」に死亡保険金受取人の人数をご
記入ください。

「続柄コード」が「その他(9)」の場合や
「人数」が複数になる場合は、(株)カワサ
キライフコーポレーションへお申し出の
うえ、別途「死亡保険金受取人指定書」を
ご提出ください。

◇死亡保険金受取人を変更される方
(株)カワサキライフコーポレーションへ
お申し出のうえ、別途「死亡保険金受取
人指定書」をご提出ください。(※)

8 「申込書兼告知書」裏面の質問事項をご確
認のうえ、本人(主たる被保険者)が新規加
入・増額を希望する申込者の告知をとりま
とめのうえ、1または2に○印をご記入く
ださい。

申込者全員の質問事項に対する答えが全
て「いいえ」となる場合→1に○印

1名でも質問事項に対する答えが「はい」と
なる場合や質問事項に対する答えに迷われ
る場合→2に○印

【「はい」の答えがある申込者氏名】欄
に該当者の氏名をカタカナでご記入く
ださい。また(株)カワサキライフコーポ
レーションへお申し出のうえ、別途「被
保険者の告知書」をご提出ください。保
険会社にて新規加入・増額の可否を判
断します。

当「申込書兼告知書」は記入例用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

(※)死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。

Kawasakiせいかつ保険

(団体総合生活保険)

「日常生活のリスク」を幅広く
サポートする保険

申込方法

郵便
社内
メール



パソコン

スマホ
アプリ



ポイント①

川崎重エググループのスケールメリットを
活かした団体割引等を適用!



ポイント②

補償を自由に選択・組合せ可能!



ポイント③

退職後も継続可能!



こんな方にオススメ!

- 新入社員の方
- 割安な保険料で医療・がん・傷害補償を得たい方
- 今入っている保険をさらに充実させたい方



加入できる方

役員、従業員(試用社員、契約社員、実習生を除く)
配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹も加入できます。



保険期間

2023年7月1日(午後4時)～2024年7月1日(午後4時)
一度加入すると、以降は毎年自動更新できます。

(注) 補償内容と保険料は年度により見直すことがあります。



各コースの補償内容

各補償項目の保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「特に重要なお知らせ」の「Kawasakiせいかつ保険 補償の概要等」をご覧ください。

■ 医療

	このようなときに保険金が支払われます	保険金額（1口）	M1	M2	M3	M4	女性医療 付			
							M1J	M2J	M3J	M4J
疾 病 入 院	病気（がん含む）による入院（1日目から、1入院120日限度、通算限度日数なし）	5,000円/日	●	●	●	●	●	●	●	●
疾 病 手 術	病気（がん含む）による所定の手術を受けたとき	2.5・5・20万円	●	●	●	●	●	●	●	●
放 射 線 治 療	病気（がん含む）やケガで放射線治療を受けたとき（施術の開始日から、60日の間に1回限度）	5万円	●	●	●	●	●	●	●	●
総 合 先 進 医 療	厚生労働大臣が定める先進医療（ケガによるものを含む）を受けたとき	300万円までの実額 ＋ 一時金10万円（※1）	●	●	●	●	●	●	●	●
成 人 病 疾 追 加 支 払	成人病（がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患）による入院・手術・放射線治療をしたとき（支払日数条件は疾病入院と同じ）	入院5,000円/日 手術2.5・5万円 放射線治療5万円	●	●			●	●		
退 院 後 通 院	病気ですり入院し退院後180日以内におけるその病気の治療を目的とした通院（1入院後90日限度）	2,500円/日	●		●		●		●	
女 性 医 療 〔女性入院（※2）〕 〔女性形成治療（※3）〕	女性特有の病気（乳がん・子宮筋腫・妊娠に関連した合併症など）により入院したとき（1日目から、1入院120日限度、通算限度日数なし） ケガまたは病気による所定のはん痕形成術・変形形成術・乳房切除術のいずれかの手術を受けたとき	〔女性入院〕 5,000円/日 〔女性形成治療〕 10・20万円					●	●	●	●

（※1）一時金のお支払いは、保険期間を通じて、1回に限りです。

（※2）女性入院保険金の対象 一般に女性が罹患しやすいとされる所定の疾病（悪性新生物・良性新生物や糖尿病、心疾患等も含む）

（※3）女性形成治療保険金の対象 ・はん痕形成術（外傷・やけど、または手術などによるはん痕（傷跡）を目立たなくする手術）

・変形形成術（後天的に変形した足ゆびを治す手術）

・乳房切除術（乳房を切除する手術）

■ がん

	このようなときに保険金が支払われます	保険金額（1口）	G1	G1S	抗がん剤治療付	
					G1K	G1KS
が ん 入 院	がんによる入院（1日目から、限度日数なし）	5,000円/日	●	●	●	●
が ん 手 術	がんによる所定の手術を受けたとき	5・10・20万円	●	●	●	●
が ん 通 院	がんで三大治療（※）のために通院したとき（入院の有無を問わず、支払日数の制限なし） がんによる入院（日帰り入院含む）において、その前後の三大治療（※）以外のために通院したとき（1入院につき425日限度）	2,500円/日	●	●	●	●
が ん 退 院 後 療 養	がんによる20日以上継続入院後退院したとき	一時金10万円	●	●	●	●
が ん 診 断 一 時 金	がんと診断確定されたとき	一時金100万円		●		●
抗 が ん 剤 治 療	抗がん剤治療を受けたとき（支払限度月数60か月）	5万円/月			●	●

（※）三大治療とは、手術、放射線治療、抗がん剤治療のことを指します。

■ 介護

	このようなときに保険金が支払われます	保険金額
介 護 一 時 金 （独自基準追加型（要介護2））	被保険者本人が 公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けたとき、または 引受保険会社所定の要介護状態（※）と診断され、その状態が90日を超えて継続したとき	100万円・200万円・300万円

（※）引受保険会社所定の要介護状態については、「特に重要なお知らせ」にてご確認ください。

■ 傷害（日常生活全般コース）

	このようなときに保険金が支払われます	保険金額（1口）
傷 害 入 院	ケガによる入院（事故日から180日間）	3,000円/日
傷 害 手 術	ケガによる所定の手術を受けたとき（事故日から180日以内）	1.5・3万円
傷 害 通 院	ケガによる通院（事故日から180日間での90日限度）	2,500円/日

■ 個人賠償責任

	このようなときに保険金が支払われます	保険金額（1口）
個 人 賠 償 責 任	他人に損害を与え法律上の損害賠償責任を負ったとき	国内無制限/国外1億円

■ 携行品損害

	このようなときに保険金が支払われます	保険金額（1口）
携 行 品 損 害	外出先で身の回り品（※）が損害を被ったとき	20万円（免責金額5,000円/事故）

（※）補償の対象とならない身の回り品もありますので、「特に重要なお知らせ」にてご確認ください。

■ オプション

<救護者費用>（医療、がん、介護、傷害 いずれかと合わせてご加入ください）

	このようなときに保険金が支払われます	保険金額（1口）
救 護 者 費 用 等	緊急な捜索・救助を必要とする状態に陥ったとき	500万円

<ホールインワン・アルバトロス費用>（医療、がん、介護、傷害、個人賠償 いずれかと合わせてご加入ください）

	このようなときに保険金が支払われます	保険金額（1口）
ホールインワン・アルバトロス費用	ホールインワン・アルバトロス（国内のみ）で祝賀会、記念品等の費用がかかったとき	30万円

各コースの年齢別保険料（1口あたり/月）

◇保険料は2023年7月1日時点での満年齢で計算します。
◇保険料は毎月の給与から控除します。（第1回目は9月給与から）
◇本誌に載っていないコースの保険料は「特に重要なお知らせ」をご覧ください。

■ 医療（加入はいずれかのコース・1口のみ）

年齢	コース	M 1	M 2	M 3	M 4	女性医療 付			
						M 1 J	M 2 J	M 3 J	M 4 J
0～4歳		390円	370円	370円	350円	450円	430円	430円	410円
5～9歳		300円	280円	280円	260円	360円	340円	340円	320円
10～14歳		280円	260円	260円	240円	340円	320円	320円	300円
15～19歳		310円	290円	290円	270円	400円	380円	380円	360円
20～24歳		440円	410円	410円	380円	630円	600円	600円	570円
25～29歳		500円	460円	450円	410円	790円	750円	740円	700円
30～34歳		540円	500円	470円	430円	880円	840円	810円	770円
35～39歳		620円	570円	510円	460円	910円	860円	800円	750円
40～44歳		730円	670円	580円	520円	1,020円	960円	870円	810円
45～49歳		1,000円	920円	760円	680円	1,370円	1,290円	1,130円	1,050円
50～54歳		1,340円	1,230円	990円	880円	1,810円	1,700円	1,460円	1,350円
55～59歳		1,970円	1,800円	1,400円	1,230円	2,610円	2,440円	2,040円	1,870円
60～64歳		2,870円	2,610円	2,030円	1,770円	3,750円	3,490円	2,910円	2,650円
65～69歳		4,060円	3,650円	2,820円	2,410円	5,330円	4,920円	4,090円	3,680円
70～74歳		5,780円	5,060円	4,030円	3,310円	7,800円	7,080円	6,050円	5,330円
75～79歳		7,390円	6,420円	5,150円	4,180円	10,320円	9,350円	8,080円	7,110円
80～84歳		9,050円	8,030円	6,230円	5,210円	12,790円	11,770円	9,970円	8,950円
85～89歳		10,040円	9,020円	6,390円	5,370円	14,510円	13,490円	10,860円	9,840円
90歳		11,880円	10,860円	7,080円	6,060円	17,070円	16,050円	12,270円	11,250円
加入口数		1口							

加入時の注意事項

- 複数のコースに加入することはできません。
- 告知が必要なコース変更の場合、告知の内容によっては加入できないことがあります。

■ がん（加入はいずれかのコースのみ）

年齢	コース	G1	G1S	抗がん剤治療付	
				G1K	G1KS
0～4歳		30円	100円	40円	110円
5～9歳		30円	110円	50円	130円
10～14歳		30円	150円	50円	170円
15～19歳		30円	120円	60円	150円
20～24歳		30円	80円	80円	130円
25～29歳		50円	150円	110円	210円
30～34歳		100円	260円	200円	360円
35～39歳		160円	390円	340円	570円
40～44歳		250円	590円	560円	900円
45～49歳		370円	840円	810円	1,280円
50～54歳		460円	1,230円	1,080円	1,850円
55～59歳		680円	1,890円	1,540円	2,750円
60～64歳		1,060円	2,820円	2,270円	4,030円
65～69歳		1,440円	3,780円	3,020円	5,360円
70～74歳		1,820円	4,730円	3,850円	6,760円
75～79歳		2,050円	5,560円	4,340円	7,850円
80～84歳		2,260円	6,380円	4,540円	8,660円
85～89歳		2,390円	7,100円	4,320円	9,030円
90歳		2,530円	7,830円	4,220円	9,520円
加入口数		1口～3口		1口のみ	

加入時の注意事項

- 複数のコースに加入することはできません。
- 告知の内容によっては加入・変更できないことがあります。
- 口数を増やす場合、告知の内容によっては口数を増やせないことがあります。

■ 介護（加入はいずれかのコース・1口のみ）

年齢 \ コース	100万円	200万円	300万円
0～34歳	10円	10円	10円
35～39歳	10円	10円	20円
40～44歳	10円	20円	30円
45～49歳	20円	40円	70円
50～54歳	40円	90円	130円
55～59歳	90円	180円	280円
60～64歳	190円	380円	570円
65～69歳	400円	800円	1,200円
70～74歳	840円	1,670円	2,510円
75～79歳	1,830円	3,670円	5,500円
80～84歳	4,220円	8,450円	12,670円
加入口数	1口		

加入時の注意事項

- 複数のコースに加入することはできません。
- 保険期間中の変更はその変更内容によってできない場合があります。
- 保険金が支払われた場合は、その時点で被保険者の補償は終了し、次年度以降、本補償に加入できません。
- 健康状態の告知は、加入者による代理告知が可能です。

■ 傷害

	個人型	家族型	加入口数
天災補償 あり	620円	2,160円	1口～3口
天災補償 なし	550円	1,930円	

天災補償ありを選ぶと地震・噴火またはこれらによる津波によるケガも補償されます。

加入時の注意事項

- 家族型において各被保険者の保険金額は同額となります。
- 団体の構成員とご家族それぞれが「保険の対象となる方ご本人」としてご加入する場合、ご家族の保険金額が団体の構成員の保険金額を上回らないタイプおよび口数を選択してください。

■ 個人賠償責任

個人・家族型	加入口数
140円	1口

■ 携行品損害

個人型	家族型	加入口数
70円	100円	1口

■ オプション

	個人型	家族型	加入口数
救 援 者 費 用 等	20円	60円	1口

	個人型	家族型	加入口数
ホ ー ル イ ン ワ ン ・ ア ル バ ト ロ ス 費 用	180円	430円	1口

加入時の注意事項

それぞれの補償は以下の補償のいずれかと合わせてご加入ください。

救援者費用等：「医療」、「がん」、「介護」、「傷害」

ホールインワン・アルバトロス費用：「医療」、「がん」、「介護」、「傷害」、「個人賠償責任」

Kawasakiせいかつ保険 ご加入にあたって

1. ご加入内容の確認

- 「特に重要なお知らせ」の「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」にそって、以下の点を確認ください。
- (1) 補償内容がご希望に合致した内容となっていること
 - (2) 加入・変更申込書の記載内容等
⇒記載内容等に誤りがある場合はKLCにお問い合わせください。
 - (3) 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報のご説明）の内容

2. 被保険者になれる方

A	川崎重工グループの役員・従業員本人
B	Aの配偶者（※1）・子・両親・兄弟姉妹
C	B以外のAと同居の親族（※2）（傷害家族型への加入はできません）

- （※1）配偶者とは、法律上の配偶者のほか、内縁および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方（※）を含みます（以下、同様とします。）。（※）一定の要件がありますので、詳細はKLCにお問合せください。
- （※2）親族とは、6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。ただし、上記Bを除きます（以下、同様とします。）。

3. 被保険者本人の年齢条件

補償の種類	年 齢 条 件
医療・がん	2023年7月1日時点で満90歳以下の方
介護	2023年7月1日時点で満84歳以下の方
傷害・個人賠償・携行品・救済者・ホールインワン・アルバトロス	年齢条件はありません

4. 補償を受けられる範囲

補償の範囲	補償の種類	医療 がん 介護	傷 害 ・ 携 行 品 ・ 救 済 者 ・ ホールインワン・アルバトロス		個人賠償 責任（※1）
			個人型	家族型	個人・家族型
①被保険者本人		○	○	○	○
②被保険者本人の配偶者（※2）				○	○
③被保険者本人または配偶者の同居の、子・両親・兄弟姉妹・親族（※2）				○	○
④被保険者本人または配偶者の別居の未婚（※3）の子（※2）				○	○

- （※1）ご本人が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、その親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となります（未成年者または責任無能力者に起因する事故に限ります。）。
- （※2）傷害、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。
- （※3）未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

5. 保険期間と初回保険料引去月

保 險 期 間：2023年7月1日（午後4時）～
2024年7月1日（午後4時）
責 任 開 始 日：2023年7月1日（午後4時）
初回保険料引去月：2023年9月
保険開始月の2か月後の給与から毎月引去

6. 保険料控除

医療・がん・介護の保険料は介護医療保険料控除の対象です。

7. 加入者票

加入内容についてはマイページ（東京海上日動火災保険のお客
様専用ページ（Webサービス））からご確認ください。

8. 退職した場合

加入者が退職等により川崎重工グループの役員・従業員でなくなった場合は、KLCまで必ずお申し出ください。退職後のご加入につきましても、在職中と同様に団体契約（OB団体契約）の取扱いになります（ただし、保険料は年払とし、個人口座からの振替とさせていただきます。）。

9. 団体契約

- (1) この保険契約は、川崎重工業株式会社が保険契約者となり、川崎重工グループの役員・従業員等を被保険者とする団体総合生活保険です。したがって、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として川崎重工業株式会社が保有いたします。対象となる川崎重工グループ会社は最終頁にてご確認ください。
- (2) 団体契約の保険料については、被保険者数等に応じて団体割引等が適用されます。

加入者へのご連絡・お願い

- ①このKawasaki保険ガイドは、Kawasakiせいかつ保険の各種補償の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。不明な点等がございましたら、KLCまでお問い合わせください。
- ②Kawasakiせいかつ保険加入・変更申込書の告知欄には、補償の対象となる方のありのままをご記入ください。後日、告知した内容が事実と異なることが判明した場合はご加入が解除され、保険金がお支払できないことがあります。なお、お支払保険料についても払戻されないことがありますのでご注意ください。
- ③申込締切日までに特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、自動更新となります。更新時には、年齢等により保険料が変更となったり、健康状態や年齢等により保険会社側から加入をお断りすることがあります。
- ④加入内容については、「マイページ（東京海上日動火災保険のお客様専用ページ（Webサービス））」からご覧いただき、ご意向どりの内容かを確認してください。
- ⑤事故のご報告・ご相談は、後半ページをご覧ください。
- ⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報を契約者に対して提供する旨ご注意ください。詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- ⑦保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。

10. 引受保険会社

- (1) 医療・がん・介護：東京海上日動火災保険(株)
 (2) (1)以外：東京海上日動火災保険(株)（幹事）、損害保険ジャパン(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)
 前項(2)は上記保険会社による共同保険であり、東京海上日動火災保険(株)が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
 各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
 なお、引受割合についてはKLCにご確認ください。

11. 前年度補償内容等からの改定点

補償種類	改定項目	概要
がん補償	がん補償における健康状態告知書の簡素化、ご加入いただける方の範囲拡大	がん補償の健康状態告知書について、質問項目数の削減やがん罹患リスクと関連性の低い病気の方のご加入を可能とする等、告知内容を大幅に簡素化するとともにご加入いただける方の範囲を拡大します。
傷害補償	みなし通院における「ギプス等」の規定改定	通院日数にかかわる「ギプス等」の規定について、自賠責保険の支払基準に内容および表現を合わせます。

このご案内は、2022年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

12. 加入者が受けられるサービス

Kawasakiせいかつ保険の加入者は、東京海上日動の下記サービスを受けることができます。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。

●メディカルアシスト 自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
 また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日
0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みにも、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。 *2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

●介護アシスト 自動セット

お電話にて高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

受付時間: 電話介護相談 : 9:00~17:00
 いずれも 各種サービス優待紹介: 9:00~17:00
 土日祝日、
 年末年始を除く **0120-428-834**

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報を提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といった高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住いの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者(ご注意ください)をご参照ください。に限りご利用いただけます。 *3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

●デイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間: 法律相談 : 10:00~18:00
 いずれも 税務相談 : 14:00~16:00
 土日祝日、 社会保険に関する相談 : 10:00~18:00
 年末年始を除く 暮らしの情報提供 : 10:00~16:00

0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください (各サービス共通)

- ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。●ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます)。またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。●一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。●各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。●メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。

*2 6親等以内の血族・3親等以内の姻族をいいます。

加入依頼書（新規）記入例

<ご注意いただきたいこと>

- ・加入依頼書の **㊦** 票も合わせてご確認ください。
- ・訂正する場合は、二重線で抹消のうえ、訂正印を押印ください。
- ・**㊦**「告知の大切さに関するご案内」をご確認のうえ、健康状態告知が必要となるケースに該当する場合は、**㊦**「健康状態告知書」の質問にご回答ください。（なお、加入依頼書ではなく「**㊦**健康状態告知書」にそのままご記入・ご署名ください（加入依頼書に複写されます。）
- ・**㊦**「ご加入に際して」をご確認いただき、**㊦**「加入依頼書」に必要な事項をもれなくご記入ください。
- ・**㊦**「加入依頼書」、**㊦**「原票」、**㊦**「代理店写」をご提出ください。
- ・**㊦**はお客様控えです。お手元に保管してください。

■ 記入例

1

ご記入日(加入依頼日)
必ずご記入ください(和暦)。

2

ご署名・ご捺印
㊦(ご加入に際して) ページ掲載の「ご加入時の同意内容」を確認の上、ご署名(フルネーム)

3

ご希望のお手続き
「新規に加入」に○

4

被保険者: お名前、生年月日・性別
◇ご加入者と同じ場合…必ず「ご加入者と同じ」に○をつけてください。
◇ご加入者と異なる場合…お名前(氏名)、生年月日・性別を必ずご記入ください。

5

加入者から見た続柄
㊦(ご加入に関して) ページ記載の続柄コード一覧を参照し、該当の2桁のコードをご記入ください。

6

他の保険契約等
該当がある場合は「あり」に○をつけてうで、加入依頼書裏面に具体的な内容をご記入ください。

7

被保険者: ご住所(住宅(建物))所在地
◇ご加入者と同じ場合…必ず「ご加入者と同じ」に○をつけてください。
◇ご加入者と異なる場合…郵便番号、カナ・漢字ともに必ずご記入ください。

8

職業・職務
【傷害補償加入の方のみ】**㊦**(ご加入に際して) ページ掲載の「職業・職務」コード一覧を参照し、該当の3桁コードを記入してください。

9

がん保険金受取人氏名(カナ)、被保険者本人から見た受取人の続柄
がん補償で被保険者本人の保険金受取人をご自身(被保険者本人)以外の方に指定する場合は、必ずご記入ください。なお、続柄は、**㊦**(ご加入に際して) ページ掲載の続柄コード一覧を参照し、該当の2桁のコードをご記入ください。

E k a w a s a k i せいかつ保険加入依頼書										東京海上日動火災保険株式会社		保険会社提出用	
1		ご記入日 (必ずご記入ください) 令和 5 年 4 月 1 日		加入者 保険期間 令和 5 年 7 月 1 日~令和 6 年 7 月 1 日		払込方法・回数 団体・12回払		加入者 証券番号		被保険者明細番号			
2		郵便番号 123-4567		ご住所 カナ ザフケン カミガハラス カワサキチョウ 1-2-3 漢字 岐阜県各務原市川崎町1-2-3		生年月日 明治・大正 48 年 4 月 1 日		性別 男性 女性		加入者 証券番号			
3		お名前 カナ カワサキ ジュウゾウ 漢字 川崎重造		ご住所 カナ カワサキジュウゴウヤウ 漢字 川崎重工業		所属名 カワサキジュウゴウヤウ		所屬コード 0001		従業員番号 1234567890			
4		ご希望のお手続き (1~5のいずれか) 1 新規に加入		2 加入内容変更		3 被保険者明細追加		4 本被保険者明細は更新しない		5 全員更新しない			
5		本人のお名前 カナ カワサキ ミドリ 漢字 川崎みどり		生年月日 明治・大正・昭和 17 年 2 月 1 日		性別 男性		ご加入の続柄 04		ご加入の続柄 04			
6		本人のご住所 カナ サッポロシ チュウオウク オオドリキタ 4-5-601 漢字 札幌市中央区大通北4-5-601		ご加入の続柄 01		ご加入の続柄 01		ご加入の続柄 01		ご加入の続柄 01			
7		医療補償 タイプ 口数 M I J I		介護補償 タイプ 口数 G I S I		がん補償 タイプ 口数 G I S I		傷害補償 タイプ 口数 G I S I		携行品 タイプ 口数 G I S I			
8		被保険者1回分保険料 520 円		加入者1回分合計保険料 520 円		(注) 被保険者明細が複数ある場合は、合算した保険料を記入							
9		医療補償 質問 1 2 なし あり		がん補償 質問 1 2 なし あり		介護補償 質問 1 2 なし あり		職業・職務 質問 1 2 なし あり		ご加入の続柄 01			
10		タイプ、口数 ご加入されるタイプ・口数 をご記入ください。		被保険者1回分保険料、加入者1回分保険料 ◇被保険者1回分保険料…加入者保険料算出にあたり必要な場合は、被保険者ごとの1回分保険料を記入してください。 ◇加入者1回分保険料…ご加入者が負担する保険料を確認する際に記入してください。被保険者明細が複数になる場合は、合算した保険料を1枚目に記入してください。									
11		質問回答欄・署名欄 この加入依頼書ではなく「 ㊦ 健康状態告知書」 にご記入・ご署名(自署)してください。											

Kawasaki終身医療保険

病気・がん・ケガなどのリスクを
サポートする保険



ポイント① 保険料は加入時の年齢で決まり、一部特約以外の保険料はその後上がることはありません!

*ただし、退職後は保険料率に変更となるため、保険料も変更となります。
*詳細は17ページ下段「加入時の注意事項2.」をご確認ください。

ポイント② 川崎重エググループ限定の「簡易告知制度」により、3つの告知でお申込み可能!

質問1 現在、病気やけがで入院中、または入院か手術をすすめられていますか。
質問2 過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか。
質問3 現在、妊娠していますか。(女性のみ)

いいえ はい
いいえ はい
いいえ はい

すべて
「いいえ」
の場合、
申し込み可能

*一時金ありコースの場合は追加で告知が必要です。
*女性特有の疾病等を保障するプランもございます。

ポイント③ 今年からWeb申込みに対応!



こんな方にオススメ!

- 一生涯の医療保障を準備しておきたい方
- 結婚・出産等を機会に保障を充実させたい方
- いま加入中の保険が更新時期を迎え見直したい方



加入できる方(保障の対象となる方)

役員・従業員(試用社員、契約社員、実習生を除く)、配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹、祖父母、孫も加入できます。



責任開始日

2023年6月30日

*「特定治療支援特約」におけるがんの保障は、開始まで90日の不担保期間(保障されない期間)があります。



各コースの保障内容

保険期間：終身 保険料払込期間：終身
(先進医療特約の保険期間・保険料払込期間は10年)

各保障項目の保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合、お支払いする保険金については、「パンフレット」「重要事項説明書（契約概要/注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
※あんしん生命HP
<https://www7.tmn-anshin.co.jp/yakkan/kento/index.html>

●：保障あり

給付金・特約などの種類	このようなときに保険金が支払われます	給付金額	一時金なし コース	一時金あり コース
入院 ＜疾病入院給付金＞ ＜災害入院給付金＞	病気（がん含む）や不慮の事故によるケガで所定の入院をされたとき（1入院につき60日まで、通算支払限度日数1,095日）	5,000円/日	●	●
手術・放射線治療（Ⅲ型） ＜手術給付金＞ ＜放射線治療給付金＞	病気（がん含む）やケガで公的医療保険制度の給付対象である所定の手術・放射線治療または骨髄等の採取術を受けられたとき（※1）	手術の種類により1回につき 2.5・5・10・20万円 放射線治療1回につき5万円	●	●
先進医療特約	公的医療保険制度における先進医療を所定の施設で受けられたとき（※2） 保険期間・保険料払込期間はいずれも10年となり、最長90歳まで自動更新が可能です。 更新後の保険料は更新時の被保険者の年齢および保険料率で計算します。	先進医療にかかわる技術料と同額 通算2,000万円まで 実額で保障	●	●
特定治療支援特約（Ⅰ型）	下記＜特定治療支援特約（Ⅰ型）について＞をご参照ください。			●

- （※1）骨髄等の採取術は責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後に行われた手術につき、保険期間を通じて1回を限度とします。放射線治療は60日間に1回を限度とします。お支払回数に制限のある手術や対象外の手術があります。
- （※2）先進医療とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院等で行われるものに限り、）をいいます。ただし、療養を受けた時点で公的医療保険制度の給付対象になっていた場合等は、先進医療とはいいません。また、公的医療保険制度に基づき給付の対象になる費用や、技術料以外の自己負担となる費用等はお支払いの対象にはなりません。

＜特定治療支援特約（Ⅰ型）について＞

疾 病			お支払事由の概要		1 回あたりの 一時金
			1 回目	2 ～ 5 回目	
3 大疾病	が ん	悪 性 新 生 物(※3)	診断確定 されたとき	所定の治療(※6)を うけられたとき	50万円
		上皮内新生物(※3) (※4)		—	25万円
	心 疾 患(※5)		手術もしくは継続20日以上 の入院治療を受けられたとき		50万円
	脳 血 管 疾 患				

- （※3）責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前（この特約の責任開始期を含みます。）に悪性新生物、上皮内新生物に罹患した場合は、その後新たに悪性新生物、上皮内新生物と診断確定されてもこの特約の給付金はお支払いできません。
- （※4）上皮内新生物に対する給付金のお支払い回数は1回を限度とします。
- （※5）「心疾患」には高血圧性心疾患は含まれません。
- （※6）所定の手術・放射線治療または抗がん剤治療を受けたとき

- ・上記プランに追加して、短期入院・女性特有の疾病保障などを希望される方はKLCまでお問い合わせください。
- ・Webで加入手続きができるのは契約者と被保険者が同じ場合のみとなります。契約者と被保険者が異なる場合はKLCにご連絡ください。
- ・Web申込の場合は1回目保険料はクレジットカード払になります。

加入者へのご連絡・お願い

- ①このKawasaki保険ガイドは、Kawasaki終身医療保険の各種保障の概要をご紹介します。ご加入にあたっては必ず「パンフレット」「重要事項説明書（契約概要/注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
※あんしん生命HP <https://www7.tmn-anshin.co.jp/yakkan/kento/index.html>
ご不明な点等がございましたら、KLCまでお問い合わせください。
- ②Kawasaki終身医療保険のお申込みにあたっては、告知欄に保障の対象となる方がありのままをご記入ください。後日、告知した内容が事実と異なることが判明した場合は、ご加入が解除され、保険金がお支払できないことがあります。なお、お支払保険料についても払戻されないことがありますのでご注意ください。
- ③この商品には、死亡に対する保険金はありません（被保険者の死亡時に解約返戻金があるときは、解約返戻金と同額の返戻金をお支払いします。）。
- ④保険料払込期間中の解約返戻金はありません。付加される特約・特則は、保険期間を通じて解約返戻金はありません。特則のみの解約はできません。
- ⑤保険証券は加入内容を確認する大切なものです。保険証券が到着しましたら、ご意向通りの内容になっているかをご確認ください。
- ⑥保険証券が到着するまでの間、当Kawasaki保険ガイドやお申込みの控等の加入内容がわかるものを保管ください。ご不明な点があればKLCまでお問い合わせください。
- ⑦保険金・給付金ご請求のご報告・ご相談方法は、20ページにてご確認ください。

各コースの年齢別保険料(月払)

◇保険料は2023年7月1日時点での満年齢で計算します。
(ただし、今回の募集期間中に限ります。)
◇保険料は毎月の給与から控除します。

保険期間：終身 保険料払込期間：終身
(先進医療特約の保険期間・保険料払込期間は10年)

月払保険料 (団体扱A料率)

ご契約 年齢	男性		女性	
	一時金なし コース	一時金あり コース	一時金なし コース	一時金あり コース
0歳	1,032円	1,408円	1,017円	1,392円
1歳	1,022円	1,408円	1,017円	1,402円
2歳	1,012円	1,410円	1,017円	1,413円
3歳	1,002円	1,411円	1,017円	1,424円
4歳	997円	1,418円	1,022円	1,441円
5歳	992円	1,425円	1,027円	1,458円
6歳	987円	1,433円	1,032円	1,476円
7歳	987円	1,447円	1,042円	1,500円
8歳	987円	1,462円	1,052円	1,524円
9歳	987円	1,478円	1,062円	1,550円
10歳	992円	1,498円	1,072円	1,576円
11歳	1,007円	1,531円	1,097円	1,618円
12歳	1,017円	1,558円	1,112円	1,650円
13歳	1,032円	1,593円	1,137円	1,693円
14歳	1,042円	1,623円	1,162円	1,738円
15歳	1,057円	1,659円	1,187円	1,784円
16歳	1,067円	1,691円	1,212円	1,830円
17歳	1,077円	1,724円	1,237円	1,878円
18歳	1,092円	1,765円	1,252円	1,917円
19歳	1,102円	1,800円	1,277円	1,967円
20歳	1,117円	1,843円	1,302円	2,019円
21歳	1,147円	1,902円	1,327円	2,079円
22歳	1,177円	1,962円	1,357円	2,147円
23歳	1,212円	2,030円	1,382円	2,211円
24歳	1,247円	2,098円	1,402円	2,274円
25歳	1,277円	2,164円	1,422円	2,338円
26歳	1,312円	2,237円	1,442円	2,404円
27歳	1,352円	2,315円	1,457円	2,469円
28歳	1,397円	2,403円	1,472円	2,536円
29歳	1,437円	2,486円	1,487円	2,605円
30歳	1,477円	2,572円	1,502円	2,678円
31歳	1,522円	2,664円	1,522円	2,766円
32歳	1,557円	2,751円	1,542円	2,855円
33歳	1,602円	2,849円	1,557円	2,946円
34歳	1,652円	2,956円	1,582円	3,049円
35歳	1,702円	3,064円	1,602円	3,153円
36歳	1,747円	3,171円	1,632円	3,272円
37歳	1,802円	3,292円	1,662円	3,393円

ご契約 年齢	男性		女性	
	一時金なし コース	一時金あり コース	一時金なし コース	一時金あり コース
38歳	1,852円	3,411円	1,692円	3,521円
39歳	1,907円	3,540円	1,722円	3,652円
40歳	1,962円	3,672円	1,757円	3,796円
41歳	2,037円	3,827円	1,802円	3,926円
42歳	2,112円	3,988円	1,847円	4,054円
43歳	2,182円	4,147円	1,897円	4,192円
44歳	2,272円	4,330円	1,952円	4,334円
45歳	2,352円	4,509円	2,007円	4,480円
46歳	2,442円	4,702円	2,062円	4,625円
47歳	2,527円	4,894円	2,127円	4,786円
48歳	2,617円	5,095円	2,187円	4,940円
49歳	2,722円	5,320円	2,257円	5,112円
50歳	2,817円	5,536円	2,322円	5,278円
51歳	2,942円	5,789円	2,412円	5,443円
52歳	3,072円	6,050円	2,497円	5,601円
53歳	3,212円	6,327円	2,592円	5,776円
54歳	3,357円	6,612円	2,687円	5,955円
55歳	3,507円	6,911円	2,787円	6,140円
56歳	3,647円	7,199円	2,892円	6,327円
57歳	3,802円	7,506円	3,002円	6,526円
58歳	3,957円	7,817円	3,112円	6,727円
59歳	4,117円	8,135円	3,232円	6,934円
60歳	4,267円	8,448円	3,362円	7,160円
61歳	4,412円	8,758円	3,492円	7,395円
62歳	4,562円	9,075円	3,627円	7,639円
63歳	4,712円	9,394円	3,772円	7,903円
64歳	4,872円	9,725円	3,922円	8,170円
65歳	5,037円	10,066円	4,082円	8,452円
66歳	5,207円	10,405円	4,247円	8,744円
67歳	5,392円	10,759円	4,422円	9,051円
68歳	5,587円	11,120円	4,602円	9,377円
69歳	5,792円	11,489円	4,797円	9,719円
70歳	6,012円	11,872円	5,012円	10,089円
71歳	6,247円	12,268円	5,232円	10,475円
72歳	6,512円	12,695円	5,482円	10,901円
73歳	6,797円	13,144円	5,742円	11,356円
74歳	7,102円	13,617円	6,022円	11,829円
75歳	7,437円	14,133円	6,322円	12,329円

加入時の注意事項

- 複数のコースに加入することはできません。
- 主契約の保険期間・保険料払込期間にかかわらず、先進医療特約の保険期間・保険料払込期間は、いずれも10年になります。最長90歳まで自動更新が可能です。更新後の特約保険料は更新時の被保険者の年齢および保険料率によって計算されるため、現在の特約保険料とは異なる場合があります。
- 特定治療支援特約の保険期間・保険料払込期間は、主契約と同じ（いずれも終身）となります。
- 記載の保険料は、2023年1月1日（計算基準日）現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。

Kawasaki終身医療保険 ご加入にあたって

1. ご加入内容の確認

以下の点をご確認のうえ、お申込みください。

- (1) 保障内容がご希望に合致した内容となっていること。
- (2) 「重要事項説明書（契約概要/注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」記載内容

※あんしん生命HP

<https://www7.tmn-anshin.co.jp/yakkan/kento/index.html>

2. 被保険者（保障の対象となる方）の範囲

川崎重工グループの役員・従業員およびそのご家族^(※)で2023年7月1日現在で満75歳以下の方

(※) ご家族とは、配偶者（内縁を除く）及び2親等以内の血族（祖父母・父母・兄弟姉妹・子・孫）をいいます。

3. 責任開始日と初回保険料給与控除日

責 任 開 始 日：2023年6月末

初回保険料給与控除月：2023年6月

契 約 日：2023年7月1日

※2回目の保険料控除月は2023年8月となります。

※Web手続きの場合は、申込日・告知日・オゾンリゼーション完了日のうち、一番遅い日が責任開始日になります。

4. 生命保険料控除

本保険の保険料は介護医療保険料控除の対象です。

5. 保険証券

契約日の属する月の末日までに契約住所に直送させていただきます。

6. 退職した場合

退職後は団体扱いの対象とならないため、17ページの保険料と異なります。

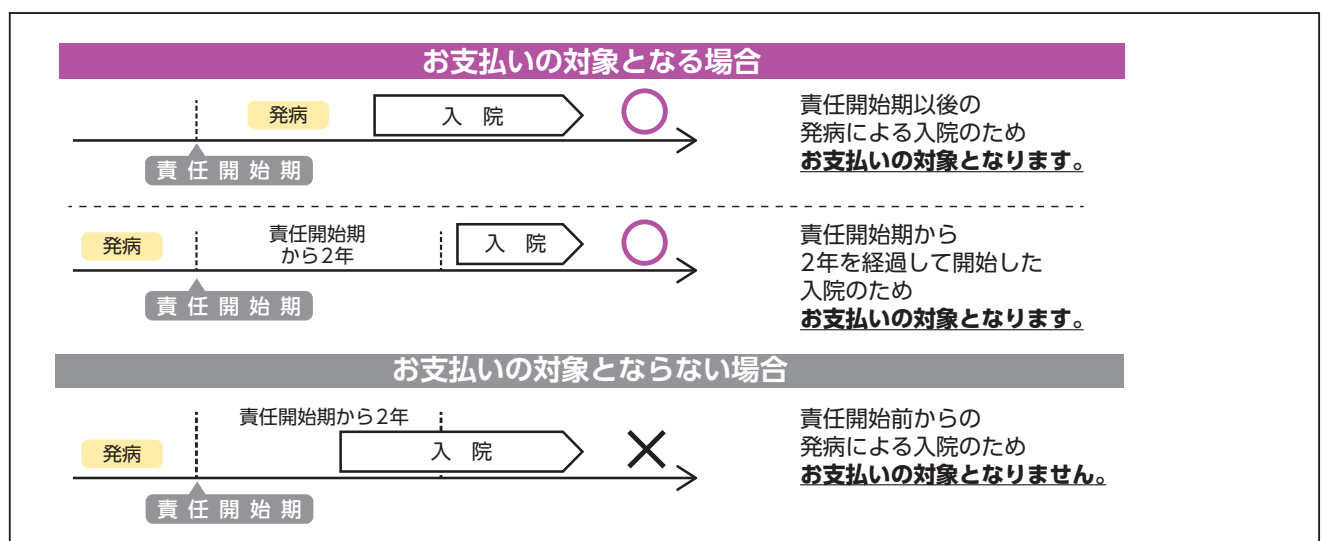
退職等により川崎重工グループの役員・従業員でなくなった場合は、KLCまで必ずお申し出ください。

7. 保障内容に関するご注意点

責任開始期前に発病し、以前より治療を受けていた傷病に対しては、保険金・給付金はお支払いの対象となりません。

持病のある方は告知項目が「全ていいえ」であればご加入可能ですが、持病の悪化による入院・手術については責任開始から2年間免責となります。よって、責任開始期から2年を経過して開始した入院・手術についてはお支払いの対象となります（下図を参照ください）。

傷の処置、魚の目やタコ手術等お支払いの対象外となる手術があります。



8. 引受保険会社

東京海上日動あんしん生命保険㈱

9. 引受商品

メディカルKit NEO 医療総合保険（基本保障・無解約返戻金型）[無配当]

2023年1月現在



TOKIO MARINE
NICHIDO

Kawasaki 終身医療保険にご加入のお客様とご家族の皆様向け

各種サービスのご案内

無料

がんPET検査費用の
実費などはお客様の
ご負担となります。

サービス名	サービス内容	連絡先
メディカルアシスト	●緊急医療相談／一般の健康相談 ●予約制専門医相談 ●医療機関案内 ●転院・患者移送手配 ●がん専用相談窓口 がんに関するさまざまな悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。がんと闘う患者様とご家族の心の問題にも対応します。 事前予約が必要です。	0120-363-992 ＜24時間・365日＞
人間ドック・脳ドック・ がんPET検査 優待サービス	●人間ドック、脳ドック、がんPET検査を実施する全国の提携医療施設の中から お客様のご希望に合った施設のご紹介と予約を行います。 ●通常料金より約5%～20%程度割引となる優待料金で受診することができます。	0120-633-877 ＜受付時間＞ 平日 9:30～17:30 (土・日・祝日、8/12～16、 12/29～1/5は除く)
がんお悩み 訪問相談サービス	●がんと診断されたお客様やご家族へ、専門の相談員が訪問し、お悩みをおうかがいします。 ・不安やお悩みの原因について一緒に考え、お役に立てるような情報やツールをご提供します。	0120-363-992 予約受付は ＜24時間・365日＞
介護アシスト	●電話介護相談 ご高齢の方の生活支援や介護に関する相談をケアマネジャー・社会福祉士等が、電話でお応えします。 ●各種サービス優待紹介 ●インターネットによる介護情報サービス 「介護情報ネットワーク」のホームページ (https://www.kaigonw.ne.jp) を通じて、介護の仕方 や介護保険制度等、介護に関する様々な情報を提供します。	0120-428-834 ＜受付時間＞ 平日 9:00～17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)
デイリーサポート	①社会保険に関するご相談 公的年金などの社会保険に関するご相談に、提携の社会保険労務士等が電話でお応えします。 ②法律・税務に関するご相談 身のまわりの法律や税金に関するご相談に、提携の弁護士等が電話でわかりやすくお応えします。 ③暮らしの情報提供 グルメ・レジャー・各種スクール情報など、暮らしに役立つさまざまな情報を電話でご提供します。	0120-285-110 ＜受付時間＞ 平日 10:00～18:00 一部 16:00まで (土・日・祝日・年末年始を除く)

■サービス全般に関するご注意点

- ・各サービス専用フリーダイヤルにご連絡いただいた際には、お客様のお名前・証券番号等を確認させていただきます。
- ・各サービスは、当社がグループ会社や提携先の事業者を通じて行うサービスとしてご提供します。
- ・各サービスは、予告なく変更・終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・各サービスの提供を受けた結果、万一損害が発生した場合や、医療機関が行った医療行為に関して、当社は責任を負いかねます。
- ・各サービスは、当社がご提供する保険商品の一部を構成するものではありません。
- ・各サービスの詳細につきましては、東京海上日動あんしん生命ホームページもあわせてご覧ください。

生命保険に関する ご相談・お問い合わせは	保険金・給付金等の ご請求に関しては
カスタマーセンター 0120-016-234	保険金請求受付専用ダイヤル 0120-536-338
受付時間：平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00 (日曜・祝日・年末年始を除きます)	

Kawasaki せいかつ保険、Kawasaki 終身医療保険の保険金請求方法

事故や支払事由発生後、速やかに下記にご連絡ください

Kawasaki せいかつ保険

お電話 東京海上日動あんしん110番 **0120-720-110** (24時間365日)

WEB 右のコードを読み取ってください。東京海上日動火災のホームページからでもご請求可能です。



Kawasaki 終身医療保険

お電話 **0120-536-338** (平日 9時～18時、土曜日 9時～17時、日・祝・年末年始を除きます)

WEB 右のコードを読み取ってください。東京海上日動あんしん生命のホームページからでもご請求可能です。



Kawasaki せいかつ保険 Kawasaki 終身医療保険

マイページ

- ・未登録の方は証券番号をご用意の上、右のコードを読み取り、マイページアプリをダウンロードの上、ご登録ください。
- または、東京海上日動もしくは東京海上日動あんしん生命のホームページから、「マイページ」と検索し、画面に従ってご登録をお願いします。



Kawasaki せいかつ保険 Kawasaki 終身医療保険

裏表紙のKLCの各営業所の連絡先
に
お電話をお願いします。
(平日・営業時間内)

Kawasaki積立年金

「将来必要とする資金」を積立てていく保険

申込方法

郵便
社内
メール



パソコン

スマートフォン



ポイント① AコースとBコースがあります。

* AコースとBコースは重複して加入可能です。

ポイント② 「個人年金保険料控除」により、所得税・住民税の負担軽減が可能！

* Aコースに限ります。

* 当Kawasaki積立年金以外に個人年金保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当Kawasaki積立年金のみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。その他の詳細は26ページをご参照ください。
* 2022年9月現在の税制等に基づくものであり、今後、税務の取扱い等が変わる場合があります。

ポイント③ 積立期間中の積立金の一部受取りが可能！

* Bコースに限ります。

Aコース・Bコースの主な違い

	生命保険料控除(※)	保険料払込方法	積立期間中の積立金一部受取り	積立金の受取方法(積立期間満了時)
Aコース	個人年金保険料控除	月払・半年払	×	年金・一時金のいずれか(組合せは不可)
Bコース	一般生命保険料控除	月払・半年払・一時払	○	年金・一時金・医療保障の組合せ可

(※) 詳細は26ページおよびKawasaki保険総合サイトのQ&Aをご参照ください。

こんな方にオススメ！

- 老後の資金をガッチリ準備したい方… Aコース、Bコース
- 個人年金保険料控除を活用したい方… Aコース
- 将来のまとまった出費に備えたい方… Bコース
(こども学資金、車購入、結婚、住宅取得など)
- 一度にまとまった資金を預けたい方… Bコース(一時払)

加入できる方

役員、従業員(試用社員、契約社員、実習生を除く)

注 保険料払込期間満了日までAコースは10年以上、Bコースは2年以上ある方。

(保険料払込期間満了日は、職種・企業によって異なります。)
ご不明な方は株式会社カワサキライフコーポレーションにお問合せください。

※配偶者、こどもは加入できません。

申込期間(新規加入・増額・減額)

年1回4月募集時のみ
(7月1日加入)



<拠出型企業年金保険/ニッセイみらいのカタチ(入院総合保険)>

商品内容のご説明

意向確認書
ご自身のご意向に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。
この保険は、以下のご意向をお持ちの方に適した商品です。
在職中に保険料を払込みいただき、年金または一時金をお受取りになれます。
● 財産形成や老後の生活資金確保

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のご意向に合致しているかご確認ください。
● チェック欄
☐ 給付内容をご意向に合致していますか。
☐ ご自身が選択された保険料(加入口数)およびその他の商品内容をご意向に合致していますか。

●この保険の特徴

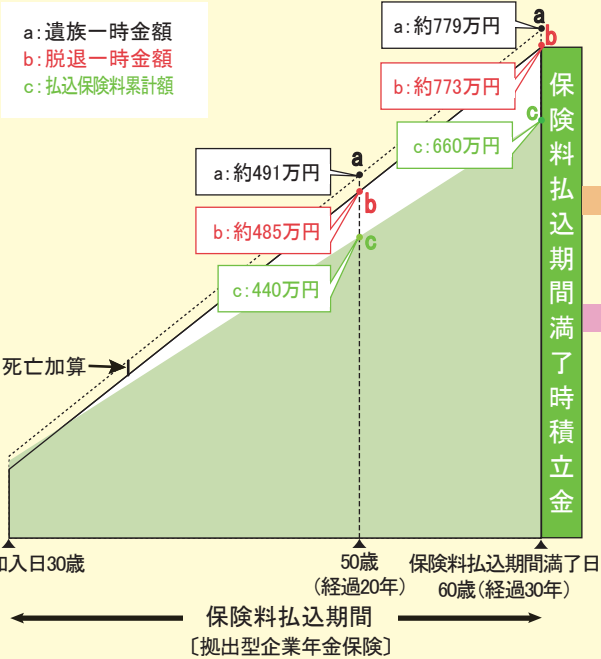
- この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方を加入者とし、加入者の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。
- この保険は、税務上の取扱いの異なる2コースからなります。Aコース(税制適格型)の加入者が負担された保険料は、**個人年金保険料控除の対象**です。(ただし、個人年金保険料控除を受けるためには、**保険料払込期間満了日までの期間が10年以上あることが必要**です。)Bコース(自由選択型)の加入者が負担された保険料は、**一般生命保険料控除の対象**です。(2022年9月現在の税制等に基づくものであり、今後、変更となる場合があります。)
- 在職中に保険料を払込み、保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了時積立金額を原資とした年金をお受取りになれます。年金でのお受取りにかえて、一時金で受取ることもできます。(また、Bコースの加入者は、「保険料払込期間満了後の給付内容」に記載の個人保険を選択いただくこともできます。)
- 加入者が保険料払込期間中に脱退された場合は加入者に脱退一時金をお支払いします。また、加入者が保険料払込期間中に死亡された場合はご遺族に遺族一時金をお支払いします。

●しくみ図

〔在職中〕

ご加入例 (男性30歳でご加入の場合)
月 払:10,000円(1口 1,000円で10口加入)
半年払:50,000円(1口 10,000円で 5口加入)
保険料払込期間満了年齢:60歳 のケース

在職中(保険料払込期間中)の給付内容	
脱退されたとき	脱退時点の積立金額(脱退一時金額)を加入者にお支払いします。
死亡されたとき	死亡時点の積立金額に1回分の月払保険料と1回分の半年払保険料に相当する金額を加算(死亡加算)した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。 新規加入や増額される場合、死亡加算は7月1日から適用されます。



●給付額について

- ◇しくみ図の給付額は、給付額試算表と同じ条件に基づいて計算しております。
- ◇保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
- ◇実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

〔保険料払込期間満了後の給付内容〕

各給付内容の詳細については25ページおよび別添の【特に重要なお知らせ】27~28ページをご参照ください。

年金受取プラン〔拠出型企業年金保険〕

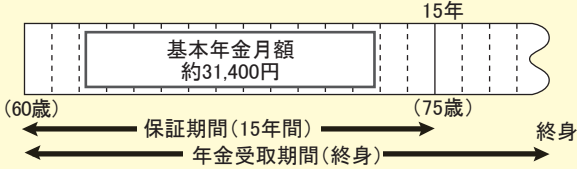
年4回(1月、4月、7月、10月の各1日)に年金をお支払いします。
※Bコースの基本年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。

10年・15年確定年金

- ・10年確定年金は、加入者の生死にかかわらず10年間年金をお支払いします。(基本年金月額 約67,800円)
- ・15年確定年金は、加入者の生死にかかわらず15年間年金をお支払いします。(基本年金月額 約46,500円)

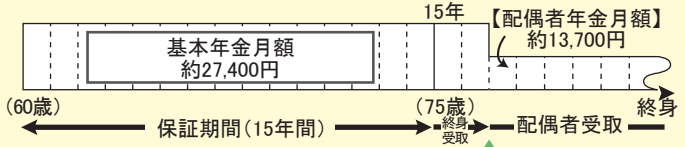
15年保証期間付終身年金

- ・保証期間(15年間)は、加入者の生死にかかわらず年金をお支払いします。また、保証期間経過後は、加入者が生存されている限り年金をお支払いします。



配偶者年金付15年保証期間付終身年金

- ・保証期間(15年間)は、加入者の生死にかかわらず年金をお支払いします。また、保証期間経過後は、加入者または配偶者が生存されている限り年金をお支払いします。(配偶者のみ生存されている場合、年金月額は加入者本人の基本年金月額の50%です。)



※記載の年金額は本人(男性)60歳、配偶者(女性)57歳の場合です。

医療保障プラン(注)〔ニッセイみらいのカタチ(入院総合保険)〕〔個人保険〕

保険料払込期間満了時の積立金で、傷害や疾病等による所定の入院や外来手術等に対する医療保障を契約いただくプランです。

一時金受取プラン

いずれの商品も選択しない場合は、一時金として、積立金の全額を保険料払込期間満了時に受取ることができます。

(注)医療保障プランは、保険料払込期間満了時の金融経済情勢、加入者の健康状態、すでに契約いただいている商品の状況等によっては契約いただくことができない場合があります。その他詳細については別添の【特に重要なお知らせ】31ページをご参照ください。

別添の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。なお、加入者は当パンフレット「契約概要」「注意喚起情報」等を含みます。を、お読みいただいた後も大切に保管してください。

●給付額試算表

- ◆この商品は、積立金額が払込保険料累計額(元本)を上回るには、一定の期間(下表の例の場合、月払・半年払:3年間、一時払:2年間)を要する商品です。
- ◆下表は、前提・条件をおいて計算した給付額の試算であり、将来の受取額をお約束するものではありません。前提・条件の詳細はく当パンフレットに記載の給付額についてをご確認ください。

◇月払10口 10,000円 半年払5口 50,000円 一時払100口 1,000,000円加入の場合

積立期間	月 払 (10口 10,000円)				半 年 払 (5口 50,000円)				一 時 払 (100口 100万円)	
	払込保険料 累計額	積立金額 (脱退一時金額) ※払込保険料累計額到達年に 枠組み	保険料払込期間満了後の給付例 年金受取プラン		払込保険料 累計額	積立金額 (脱退一時金額) ※払込保険料累計額到達年に 枠組み	保険料払込期間満了後の給付例 年金受取プラン		積立金額 (脱退一時金額) ※払込保険料累計額到達年に 枠組み	
			10年確定年金 基本年金月額	15年確定年金 基本年金月額			10年確定年金 基本年金月額	15年確定年金 基本年金月額		
1年	120,000円	約 119,000円	約 (1,000円)	約 (700円)	100,000円	約 98,900円	約 (800円)	約 (500円)	約 998,100円	
2年	240,000円	約 239,400円	約 (2,000円)	約 (1,400円)	200,000円	約 198,900円	約 (1,700円)	約 (1,100円)	約 1,009,300円	
3年	360,000円	約 361,100円	約 (3,100円)	約 (2,100円)	300,000円	約 300,000円	約 (2,600円)	約 (1,800円)	約 1,020,600円	
4年	480,000円	約 484,100円	約 (4,200円)	約 (2,900円)	400,000円	約 402,300円	約 (3,500円)	約 (2,400円)	約 1,032,000円	
5年	600,000円	約 608,600円	約 (5,300円)	約 (3,600円)	500,000円	約 505,800円	約 (4,400円)	約 (3,000円)	約 1,043,500円	
6年	720,000円	約 734,500円	約 (6,400円)	約 (4,400円)	600,000円	約 610,400円	約 (5,300円)	約 (3,600円)	約 1,055,200円	
7年	840,000円	約 861,800円	約 (7,500円)	約 (5,100円)	700,000円	約 716,100円	約 (6,200円)	約 (4,300円)	約 1,067,100円	
8年	960,000円	約 990,500円	約 (8,600円)	約 (5,900円)	800,000円	約 823,100円	約 (7,200円)	約 (4,900円)	約 1,079,100円	
9年	1,080,000円	約 1,120,600円	約 (9,800円)	約 (6,700円)	900,000円	約 931,300円	約 (8,100円)	約 (5,600円)	約 1,091,200円	
10年	1,200,000円	約 1,252,300円	約 10,900円	約 (7,500円)	1,000,000円	約 1,040,700円	約 (9,100円)	約 (6,200円)	約 1,103,500円	
15年	1,800,000円	約 1,933,200円	約 16,900円	約 11,600円	1,500,000円	約 1,606,600円	約 14,000円	約 (9,600円)	約 1,167,100円	
20年	2,400,000円	約 2,653,700円	約 23,200円	約 15,900円	2,000,000円	約 2,205,300円	約 19,300円	約 13,200円	約 1,234,500円	
25年	3,000,000円	約 3,416,000円	約 29,900円	約 20,500円	2,500,000円	約 2,838,800円	約 24,800円	約 17,100円	約 1,305,900円	
30年	3,600,000円	約 4,222,700円	約 37,000円	約 25,400円	3,000,000円	約 3,509,200円	約 30,700円	約 21,100円	約 1,381,500円	
35年	4,200,000円	約 5,076,600円	約 44,500円	約 30,500円	3,500,000円	約 4,218,900円	約 36,900円	約 25,400円	約 1,461,700円	

※保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額(医療保障プランを選択せず、医療保障プランの保険料を差引かない場合)に基づいて計算しております。

※Bコースの年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。なお、()内は参考数値です。

積立金額(脱退一時金額)は、積立期間によっては払込保険料累計額を下回ることがあります。

＜当パンフレットに記載の給付額について＞

当パンフレットに記載の給付額は、新規に加入される方の給付額、または保険料を増額される方の増額部分に相当する給付額を試算したものであり、以下の前提およびその他一定の条件に基づき計算しております。そのため、例えば、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率(予定利率・予定死亡率等)の引下げ等により、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。なお、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間があり、変動するため、ご加入(増額)に際しては、積立期間にご留意ください。また、既加入者の実際の給付額については、当パンフレットに記載の給付額と異なります。

- 当パンフレットに記載の給付額は次の(1)～(5)およびその他一定の条件に基づいて計算しております。
 - (1)この保険契約全体の加入口数が月払72,414口、半年払14,420口を常に維持していることを前提とします。
また、一時払については全体の一時払保険料が2億円あることを前提とします。
 - (2)加入者全員の保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
 - (3)引受保険会社各社の基礎率(予定利率・予定死亡率等)(2022年9月15日現在)および引受割合(2022年9月15日現在)に基づき計算しております。
 - (4)この保険契約における2022年7月1日現在の保険料積立金が積立期間の期始にあるものとして計算しております。
 - (5)記載の金額には、配当金を加味していません。
- 今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率(予定利率・予定死亡率等)については将来変更される場合があります。その結果、年金・一時金の受取金額が減少する場合があります。
- 今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。
また、決算実績によっては配当金をお受取りにできない場合もあります。
- 年度(2023年7月1日～2024年6月30日)途中で脱退された場合、その年度の配当金はお受取りにできません。
また、その場合の脱退一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。
- 積立金額(脱退一時金額)は、積立期間によっては払込保険料累計額を下回ることがあります。
- 保険料を増額された場合、増額部分の積立期間は増額年月日が起点となります。
したがって、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間が新たに発生することがあります。
- 当パンフレットに例示している年金額等の給付額は、2022年9月時点の基礎率等に基づき算出したものです。
経済情勢、平均寿命の変化等により、基礎率等が変更された場合には、実際の給付額は例示している給付額を大きく下回る可能性があります。
また、配当金が生じた場合、給付額が増加することになりますが、引受保険会社および引受割合により配当率は異なります。
引受保険会社および引受割合は2022年9月時点のものを記載していますが、将来に向かって変更することがあります。
- この保険でいう「積立金」とは、払込保険料から保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用(事業費)等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。

※給付額試算表は当ページの上段の表、しくみ図は22ページに記載しております。

Aコース・Bコースに重複して申込みすることができます。

	Aコース(税制適格型)	Bコース(自由選択型)																												
加入資格	◇加入日現在正常に勤務されており、保険料払込期間満了日までの期間が10年以上ある川崎重工グループに勤務する役員・従業員(試用社員、契約社員、実習生を除く)の方。 昭和48年4月1日以降生まれの方。(3月末、6月末、9月末、12月末定年の企業の方) 昭和48年6月1日以降生まれの方。(毎月末定年の企業の方)	◇加入日現在正常に勤務されており、保険料払込期間満了日までの期間が2年以上ある川崎重工グループに勤務する役員・従業員(試用社員、契約社員、実習生を除く)の方。 昭和40年4月1日以降生まれの方。(3月末、6月末、9月末、12月末定年の企業の方) 昭和40年6月1日以降生まれの方。(毎月末定年の企業の方)																												
	◇転籍時の継続加入 …グループ企業間で転籍になる場合、転籍先が制度を導入していれば、役員・嘱託の方は70歳まで継続加入することができます。その場合は手続きをする必要がありますので、転籍先の総務・勤労担当窓口へご連絡願います。 ◇加入資格を失われた場合 …保険料払込期間中に加入者が退職・転籍等で加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約から脱退となります。																													
責任開始期および加入(増額)日	2023年7月1日																													
保 険 料	<table><tr><th>払込方法</th><th>1口あたり保険料</th><th>口数設定範囲</th><th>控除時期</th></tr><tr><td>月 払</td><td>1,000円</td><td>2口～給与控除可能額</td><td>6月給与～</td></tr><tr><td>半年払</td><td>10,000円</td><td>1口～賞与控除可能額</td><td>夏の賞与～</td></tr></table>	払込方法	1口あたり保険料	口数設定範囲	控除時期	月 払	1,000円	2口～給与控除可能額	6月給与～	半年払	10,000円	1口～賞与控除可能額	夏の賞与～	<table><tr><th>払込方法</th><th>1口あたり保険料</th><th>口数設定範囲</th><th>控除時期</th></tr><tr><td>月 払</td><td>1,000円</td><td>2口～給与控除可能額</td><td>6月給与～</td></tr><tr><td>半年払</td><td>10,000円</td><td>1口～賞与控除可能額</td><td>夏の賞与～</td></tr><tr><td>一時払※</td><td>10,000円</td><td>1口以上</td><td>7月12日</td></tr></table> ※一時払は指定の銀行またはゆうちょ銀行等の預貯金口座(ご本人口座)から一時払保険料を振替えます。なお、預貯金口座の残高が不足し保険料が振替できない場合は、今回の一時払申込みはキャンセルとなりますのでご注意ください。 《ご注意》貯蓄口座からは一時払保険料の振替えができませんので、貯蓄口座以外の口座を指定してください。 (Aコース・Bコースとも加入者負担とし、月払加入が必須で半年払・一時払のみの加入はできません。)	払込方法	1口あたり保険料	口数設定範囲	控除時期	月 払	1,000円	2口～給与控除可能額	6月給与～	半年払	10,000円	1口～賞与控除可能額	夏の賞与～	一時払※	10,000円	1口以上	7月12日
	払込方法	1口あたり保険料	口数設定範囲	控除時期																										
月 払	1,000円	2口～給与控除可能額	6月給与～																											
半年払	10,000円	1口～賞与控除可能額	夏の賞与～																											
払込方法	1口あたり保険料	口数設定範囲	控除時期																											
月 払	1,000円	2口～給与控除可能額	6月給与～																											
半年払	10,000円	1口～賞与控除可能額	夏の賞与～																											
一時払※	10,000円	1口以上	7月12日																											
新規加入・保険料(口数)の増額	◇毎年1回(7月1日)新規加入・保険料の増額をお取扱いたします。 ◇保険料の増額は保険料払込期間満了日までの期間が満1年以上ある方に限ります。																													
保 険 料 (口 数) の 減 額	◇別表1の事由に該当する場合に限り、保険料の一部、減額することができます。保険料の減額のお申込みは募集期間中に限ります。ただし、最低口数(月払2口・半年払1口)は残すものとします。保険料を減額しても保険料積立金を受取ることはできません。	<table><tr><td>別表1</td><td>①災害 ②疾病・障害(親族の疾病・障害および死亡を含む。) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。) ⑤結婚(親族の結婚を含む。) ⑥債務の弁済 ⑦その他、加入者が保険料の拠出に支障のある場合</td></tr></table>	別表1	①災害 ②疾病・障害(親族の疾病・障害および死亡を含む。) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。) ⑤結婚(親族の結婚を含む。) ⑥債務の弁済 ⑦その他、加入者が保険料の拠出に支障のある場合																										
別表1	①災害 ②疾病・障害(親族の疾病・障害および死亡を含む。) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。) ⑤結婚(親族の結婚を含む。) ⑥債務の弁済 ⑦その他、加入者が保険料の拠出に支障のある場合																													
保険料の払込中断	◇別表1の事由に該当する場合に限り、保険料のお払込みを中断することができます。(別途休止(払込中断)のお手続きが必要です。㈱カワサキライフコーポレーションへお申し出ください。) 【Aコース】半年払保険料のみ(期限なし) 【Bコース】月払・半年払保険料の両方(最長3年間)、または半年払保険料のみ(期限なし) ◇月払・半年払の両方の保険料の払込中断期間中に死亡された場合、月払保険料・半年払保険料部分の死亡加算はされず、死亡時の積立金を遺族一時金としてお支払いします。半年払保険料のみの払込中断期間中に死亡された場合、半年払保険料部分の死亡加算はされません。																													
保険料積立金の一部受取り(減口)と中途脱退の取扱い	◇Aコースにご加入の方については、保険料積立金の一部受取り(減口)はお取扱できません。 ◇中途脱退(脱退一時金)は、保険料払込期間満了日までに死亡以外の事由で脱退された場合にお取扱いたします。 ◇保険料積立金の一部受取り(減口)と中途脱退は、加入者ダイレクトよりお手続きください。ご不明な点等がある場合は、㈱カワサキライフコーポレーションまでお問合せください。 保険料積立金の一部受取り(減口)もしくは脱退一時金は申込締切日から原則10日以内に指定の本人名義口座へ日本生命保険相互会社(事務幹事会社)から振込まれます。保険料積立金の一部受取り(減口)もしくは中途脱退の場合、利息は月割りでお支払いしますが、配当金は年度途中にはお支払いしません。また、保険料比例保険事務費を差引くと払込保険料累計額を下回ることがあります。	◇別表1①～⑥の事由に該当する場合に限り、保険料積立金の一部を受取る(減口)ができます。(積立金の範囲内で20万円以上1万円単位)																												
保 険 料 払 込 期 間 満 了 日	◇満60歳到達直後の3月末・6月末・9月末・12月末日(3月末、6月末、9月末、12月末定年の企業の方) ◇満60歳到達日の属する月の末日(毎月末定年の企業の方) ただし、早期定年(50歳以上)の場合は退職月末日 ※職種・企業によって保険料払込期間満了日は異なります。詳しくは26ページに記載の「団体お問合せ先」にご確認ください。																													
保 険 料 払 込 期 間 満 了 時 の 取 扱 い	◇Aコースに継続して10年以上ご加入の定年(60歳)の方・早期定年(50歳以上)の方もしくは70歳到達の方については、保険料払込期間満了時に別表2の給付内容を選択することができます。 <table><tr><td>別表2</td><td>①10年確定年金 ②15年確定年金 ③15年保証期間付終身年金 ④配偶者年金付15年保証期間付終身年金 ⑤一時金受取プラン</td></tr></table> ◇①～④の中から1種類もしくは⑤を選択できます。 (ただし、保険料払込期間満了時の年齢が満60歳未満の場合は、③、④、⑤のみの選択となります。) ◇年金は年4回(1月、4月、7月、10月)に日本生命保険相互会社(事務幹事会社)から指定の口座へ振込まれます。 ◇各給付の手続きは日本生命保険相互会社(事務幹事会社)が行います。 ◇保険料払込期間満了前に各事業所総務・勤労担当窓口まで連絡いただければ手続き書類をお届けします。 (定年退職の方については、退職の約2カ月前にお届けします。)	別表2	①10年確定年金 ②15年確定年金 ③15年保証期間付終身年金 ④配偶者年金付15年保証期間付終身年金 ⑤一時金受取プラン	◇Bコースに継続して2年以上ご加入の定年(60歳)の方・早期定年(50歳以上)の方もしくは70歳到達の方については、保険料払込期間満了時に別表3の給付内容を選択することができます。 <table><tr><td>別表3</td><td>①10年確定年金 ②15年確定年金 ③15年保証期間付終身年金 ④配偶者年金付15年保証期間付終身年金 ⑤医療保障プラン ⑥一時金受取プラン</td></tr></table> ◇①～④の中から1種類と⑤、⑥を組合せて選択することができます。 (⑥のみを選択することも可能)ただし、繰延を選択された場合、繰延満了後に⑤のご契約はできません。また、⑤のご契約には別途年齢制限があります。	別表3	①10年確定年金 ②15年確定年金 ③15年保証期間付終身年金 ④配偶者年金付15年保証期間付終身年金 ⑤医療保障プラン ⑥一時金受取プラン																								
別表2	①10年確定年金 ②15年確定年金 ③15年保証期間付終身年金 ④配偶者年金付15年保証期間付終身年金 ⑤一時金受取プラン																													
別表3	①10年確定年金 ②15年確定年金 ③15年保証期間付終身年金 ④配偶者年金付15年保証期間付終身年金 ⑤医療保障プラン ⑥一時金受取プラン																													
年 金 の 繰 延	◇年金受取プランを選択された場合は1年単位で最長10年まで、年金の受取開始を繰延べることができます。 繰延期間中は、保険料のお払込みや保険料積立金の一部受取り(減口)はお取扱できません。また、繰延期間は変更できません。 ◇繰延期間中に一時金受取りを希望された場合は、保険料積立金を全額お支払いします。 ◇Aコース、Bコースの両コースに加入されている加入者について、年金の受取開始を繰延される場合、繰延の開始日および満了日は両コース同一となります。																													
年金受取開始日	◇年金の開始日は保険料払込期間満了日の属する月の翌月1日ですが、実際のお支払いは、年4回1月、4月、7月、10月の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。 ※ただし、初回の支払時等は年金の開始日によっては、3カ月分に満たない場合があります。 ◇日本生命保険相互会社(事務幹事会社)から指定の口座へ振込まれます。																													
加入者死亡時の取扱い	◇保険料払込期間中に加入者が死亡された場合は、遺族の方に対して「遺族一時金」(1回分の月払保険料と1回分の半年払保険料の合計額を死亡時点の積立金に加算した金額)が、日本生命保険相互会社(事務幹事会社)から受取人の口座へ振込まれます。																													
受取人について	◇年金(年金にかえての一時金を含む)、保険料払込期間満了時一時金、および脱退一時金の受取人は加入者本人とします。 ◇遺族一時金(残存受取(保証)期間の年金を含む)の受取人(第一順位)は、加入者の配偶者(民法上の婚姻関係にある者)とします。配偶者がいない場合、受取人となる者の範囲および順位は、民法上に定める相続の規定を準用します。ただし同順位の方が2名以上となる場合には、そのうち最年長者を代表者として選定し、その方にお支払いします。																													
配当金について	〔配当金が生じた場合の取扱い〕 ◇年金受取開始後……年金の増額(増加年金)にあてられます。 ◇保険料払込期間中……積立金の積増にあてられます。 ◇毎年の配当金の水準は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては、配当金をお受取りにできない場合もあります。 ※年度途中で脱退等される場合、その年度の配当金はお受取りになりません。																													

〔保険料払込期間満了後の給付内容〕

〔年金受取プラン（拠出型企業年金保険）〕

- 10年確定年金
 - ◇10年間、加入者に年金をお支払いします。
加入者が年金受取期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
 - ◇年金受取期間中の一時金受取りについては、残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
- 15年確定年金
 - ◇15年間、加入者に年金をお支払いします。
加入者が年金受取期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
 - ◇年金受取期間中の一時金受取りについては、残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
- 15年保証期間付終身年金
 - ◇15年間、加入者に年金をお支払いします。
加入者が保証期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存保証期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。
 - ◇保証期間中の一時金受取りについては、残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。（終身期間部分の一時金のお取扱いはできません。）
15年の保証期間経過後に加入者ご自身が生存されているときは、年金のお受取りが再開されます。
 - ◇保証期間経過後は加入者が生存されている限り年金をお支払いします。（一時金のお取扱いはできません。）
- 配偶者年金付15年保証期間付終身年金
 - ◇15年間、加入者に年金をお支払いします。
加入者が保証期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存保証期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。
 - ◇保証期間中の一時金受取りについては、残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。（終身期間部分の一時金のお取扱いはできません。）
また、15年の保証期間経過後に加入者または配偶者が生存されているときは、年金のお受取りが再開されます。（配偶者のみ生存されている場合は、年金月額 は加入者本人の基本年金月額の50%となります。なお、年金受取再開後の一時金のお取扱いはできません。）
 - ◇保証期間経過後は加入者が生存されている限り年金をお支払いします。
 - ◇加入者が保証期間中に死亡された場合、保証期間終了後の最初に到来する年金開始期日の当日に配偶者※が生存されている場合、当日以降、配偶者が生存されている限り配偶者に配偶者年金をお支払いします。（年金月額は加入者本人の基本年金月額の50%です。）
 - ◇加入者が保証期間経過後に死亡された場合、死亡後の最初に到来する年金開始期日の当日に配偶者※が生存されている場合、当日以降、配偶者が生存されている限り配偶者に配偶者年金をお支払いします。（年金月額は加入者本人の基本年金月額の50%です。）

※配偶者とは、保険料払込期間満了日および加入者の死亡時点で、加入者と民法上の婚姻関係にある同一の方をいいます。

◆医療保障プランは、別添の【特に重要なお知らせ】31 ページをご確認ください。◆

Kawasakiせいめい保険・Kawasaki積立年金のその他取扱い

制度運営および引受保険会社

◇ Kawasakiせいめい保険

- ・当制度は川崎重工業株式会社が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したこども特約付年金払特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。
- ・この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各加入者の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合(2022年9月28日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。
- ・なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

【引受保険会社】

日本生命保険相互会社（事務幹事会社）(74.3%) 第一生命保険株式会社 (9.9%) 住友生命保険相互会社 (8.2%) 明治安田生命保険相互会社 (6.1%) アクサ生命保険株式会社 (1.5%)

※上記()内は引受割合です。

◇ Kawasaki積立年金

- ・当制度は川崎重工業株式会社が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約・ニッセイみらいのカチ(入院総合保険)に関する事務取扱協定に基づいて運営します。
- ・この拠出型企業年金保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各加入者の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合(2022年9月15日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。
- ・なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

【引受保険会社】

日本生命保険相互会社（事務幹事会社）(80.1%) 第一生命保険株式会社 (10.7%) 住友生命保険相互会社 (7.2%) 明治安田生命保険相互会社 (2.0%)

※上記()内は引受割合です。

なお、引受保険会社各社の配当実績等により、年金・一時金支払いの引受割合が上記の引受割合と異なる場合があります。

- ・保険料払込期間満了後は、年金受取の場合、受給権取得時の引受割合で固定されます。ただし、ニッセイみらいのカチ(入院総合保険)は日本生命保険相互会社の単独引受となります。

税務上のお取り扱い

◇ Kawasakiせいめい保険

〔保険料〕

- ・主契約および子ども特約の実質保険料（保険料から配当金を控除した金額）は、一般生命保険料控除の対象です。
- ※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。
(<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshrase/hokenryokojo/>)
- ※一般生命保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
- ※当Kawasakiせいめい保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当Kawasakiせいめい保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

〔保険金〕

＜死亡保険金＞

- ・本人：相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。
- ・配偶者・子ども：本人（主たる被保険者）が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。

＜高度障害保険金＞

- ・加入者が受取人の場合、非課税です。

〔年金〕

- ・（公的年金等以外の）雑所得として所得税および住民税の課税対象です。

課税対象額＝（年金年額＋年金開始後配当金）－必要経費※

※必要経費＝年金年額 × $\frac{\text{年金基金充当金}}{\text{年金お支払見込総額}}$

◇ Kawasaki積立年金

＜拠出型企業年金保険＞

〔保険料〕

- ・Aコース（税制適格型）の加入者が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象です。
- ・Bコース（自由選択型）の加入者が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象ではありませんが、一般生命保険料控除の対象です。（個人年金保険料控除、一般生命保険料控除、それぞれ別枠での適用となります。）
- ※当Kawasaki積立年金以外に個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当Kawasaki積立年金のみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。
- ※2011年12月31日までに締結した保険契約等（旧契約）と2012年1月1日以降新たに締結した保険契約等（新契約）では、生命保険料控除の適用が異なります。当Kawasaki積立年金は旧契約にあたり、個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる新契約にご加入の場合、以下①～③のうち、控除額が最大となる方法をそれぞれ選択することができます。
- ①旧契約のみで控除額を計算
- ②新契約のみで控除額を計算
- ③旧契約と新契約を合算のうえ、控除額を計算（ただし、②の場合と同じ控除限度額が適用されます。）

〔年金・一時金〕

- 以下の年金については、本人が受取人の場合のお取り扱いです。
- ・年金は、（公的年金等以外の）雑所得として所得税および住民税の課税対象です。
課税対象額＝（基本年金年額＋増加年金年額）－〔基本年金年額×（払込保険料累計額÷基本年金受取総額（見込額））〕
- ・脱退一時金あるいは保険料積立金の一部受取り（減口）、保険料払込期間満了時一時金は、受取一時金から払込保険料総額（一部受取り（減口）の場合は比例計算）を差引いた金額が一時所得として所得税および住民税の課税対象額です。
- ・一時所得が年間で50万円を超える場合は、確定申告の手続きが必要です。
課税対象額＝〔（受取一時金額）－（払込保険料累計額）－（特別控除50万円（*））〕×1/2
（*）同年中にその他の一時所得がある場合は、一時所得の合計額から特別控除額（50万円）が控除されます。
- ・遺族一時金は相続税の課税対象です。法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の受取一時金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

＜医療保障プラン（ニッセイみらいのカタチ（入院総合保険））＞

〔保険料〕

前納保険料は、介護医療保険料控除の対象です。（前納保険料に充当される拠出型企業年金保険の積立金は、一時所得として所得税および住民税の課税対象です。）

〔給付金〕

- ・入院給付金・外来手術給付金・先進医療給付金・先進医療サポート給付金は、本人が受取人の場合、非課税です。

※本人が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。

◎税務の取扱い等について、2022年9月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や税理士等にご確認ください。

＜個人情報の取扱いに関する川崎重工業株式会社と引受保険会社からのお知らせ＞

- この保険契約は、川崎重工業株式会社（以下、団体といいます。）を保険契約者とし、団体および団体の子会社（以下、子会社といいます。）の所属員を加入対象者とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社（株式会社カワサキライフコーポレーション（事務代行会社）を含みます。以下同じ。）は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を把握し、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社（共同引受会社を含みます。以下同じ。）へ提出します。団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報（個人番号を除く）を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
 - 引受保険会社は受領した個人情報（個人番号を除く）を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
 - また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
- （注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
- 個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。
- ～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～
- 指定された死亡保険金受取人（以下、受取人といいます。）の個人情報については、上記の加入対象者（加入者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

お問合せ先

◇ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。

（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。）

＜団体お問合せ先＞ 株式会社カワサキライフコーポレーション（事務代行会社） TEL:078-360-3363 【受付時間 月曜日～金曜日8:30～17:30】

＜日本生命お問合せ先＞ 日本生命保険相互会社 企業保険サービス課（通話料無料）

TEL:Kawasakiせいめい保険:0120-123-840, Kawasaki積立年金:0120-383-616

※お問合せの際には、以下の記号証券番号をお知らせください。

Kawasakiせいめい保険: 930-3027, Kawasaki積立年金: 970-98435

【受付時間 月曜日～金曜日9:00～17:00（祝日・12/31～1/3を除く。）】

加入申込書に記入する会社コード一覧表 (2023.04.01)

社名	Kawasaki せいめい保険 Kawasaki 積立年金	Kawasaki せいかつ保険 Kawasaki 終身医療保険	社名	Kawasaki せいめい保険 Kawasaki 積立年金	Kawasaki せいかつ保険 Kawasaki 終身医療保険
川崎重工業(株)	50001	0001	川崎エンジニアリング(株)	51101	1101
川崎車両(株)			川重ファシリテック(株)	51302	1302
カワサキモータース(株)			(株)カワサキモータースジャパン	51401	1401
川崎重工業健康保険組合	50002	0002	ユニオン精機(株)	51403	1403
川崎重工労働組合	50003 (せいめい保険のみ)	0003	(株)ケイテック	51405	1405
ベニックソリューション(株)	50005	0005	(株)テクニカ	51409	1409
川重ジェイ・ピー・エス(株)	50101	0101	(株)カワサキライフコーポレーション	51501	1501
(株)川重サポート	50102	0102	川重商事(株)	51503	1503
川重マリンエンジニアリング(株)	50104	0104	川崎油工(株)	51506	1506
川重艦艇エンジンサービス(株)	50106	0106	川重テクノロジー(株)	51510	1510
川重車両テクノ(株)	50201	0201	KEE環境工事(株)	51519	1519
川重車両コンボ(株)	50202	0202	(株)ケイキャリアパートナーズ	51522	1522
川重岐阜サービス(株)	50301	0301	(株)アーステクニカ	51523	1523
川重岐阜エンジニアリング(株)	50303	0303	川重環境エンジニアリング(株)	51526	1526
(株)ケージーエム	50304	0304	アルナ輸送機用品(株)	51530	1530
川重明石エンジニアリング(株)	50401	0401	(株)オートポリス	—	1534
川重冷熱工業(株)	50601	0601	日飛興産(株)	51535	1535
川重原動機工事(株)	50701	0701	札幌川重車両エンジニアリング(株)	51536	1536
(株)アーステクニカM&S	50901 (積立年金のみ)	0901	カワサキロボットサービス(株)	51537	1537
(株)カワサキマシンシステムズ	51001	1001	日本飛行機(株)	51538	1538
(株)NICHUO	51002	1002	KMSエンジニアリング(株)	51539	1539
			(株)川重ハートフルサービス	52004	2004
			(株)メディカロイド	52005	2005

(注)「会社コード」が記載されていない会社は制度未導入のため、ご加入できません。

ご相談

保険のお問い合わせは最寄りの(株)カワサキライフコーポレーション(KLC)まで

東京営業所 TEL 03-3435-2072 内線 730-37574 (川重東京本社4F)
横浜営業所 TEL 03-3435-2072 内線 730-37091 (川重東京本社4F)
中部営業所 TEL 058-382-0253 内線 741-2615 (川重岐阜工場 新館D棟1F)
神戸営業所 TEL 078-682-5479 内線 751-4575 (川重神戸工場 3号館1F)
兵庫営業所 TEL 078-682-3198 内線 730-61656 (川崎車両(株) 神戸本社 食堂1F オアシスルーム内)
明石営業所 TEL 078-922-0363 内線 761-2538 (川重明石工場 総合事務所3F)
東播営業所 TEL 079-435-3090 内線 774-2956 (川重播磨工場 総合事務所1F)
坂出出張所 TEL 0877-46-5110 内線 781-2523 (川重坂出工場 検定センター 2F)
企画課 TEL 078-360-3365 内線 759-881 (神戸クリスタルタワー 11F)
 フリーダイヤル 0120-360-261

※掲載の内線番号が繋がらない場合は、お手数ですが、外線もしくはフリーダイヤルへお問い合わせください。

ホームページ: <https://www.kawasaki-life.jp/>

カワサキライフコーポレーション

Click!

検索

ご質問・
ご相談は
こちら



引受保険会社

〔Kawasakiせいめい保険、Kawasaki積立年金〕

日本生命保険相互会社(事務幹事会社)

企業保険サービス課

TEL 0120-123-840(Kawasakiせいめい保険)

0120-383-616(Kawasaki積立年金)

〔Kawasakiせいかつ保険〕

東京海上日動火災保険株式会社(幹事)

〔Kawasaki終身医療保険〕

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

(担当課)

東京海上日動火災保険株式会社 兵庫本部 企業営業部 営業第二課

TEL 078-333-7225

2023年2月作成

発行 川崎重工業(株) 総務本部管財部保険課